

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（５） 13.1定

日 時	平成 1 3 年 3 月 1 3 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 6 時 2 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	小林委員長、北野副委員長、横田・松本 (光) ・中村・斉藤 (裕) ・ 中島・見楚谷・次木・武井・高橋・秋山 各委員		
説 明 員	市長、助役、総務・市民・福祉・環境各部長、保健所長、樽病事務 局長 ほか関係理事者		

別紙のとおり、会議の概要を記録する。

委員長

署名員

署名員

書 記

記録担当

○委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に中村委員、秋山委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

成田委員が見楚谷委員に、西脇委員が中島委員に、佐野委員が高橋委員に、斉藤陽一良委員が秋山委員に、渡部委員が武井委員にそれぞれ交代をいたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、市民クラブ、自民党、共産党、民主党・市民連合、公明党の順といたします。

○斉藤（裕）委員

収発件名簿について

環境部に質問いたします。

先日、資料請求をさせていただきました。

小坂助役の日程、旅費命令簿、収発件名簿、事務処理の流れです。

収発件名簿は、小樽市文書事務取扱規則、こういうものによってその取扱いがきちんと示されている。示された収発件名簿は、7月19日から12月4日まで、この資料は適正につくられたものかどうか、まず、つくったところにお尋ねします。

○（環境）金田副参事

適正につくったと考えております。

○斉藤（裕）委員

この収発件名簿は、1人の臨時職員の〇さんですけれども、その方が書かれています。7月19日から、先ほど言いましたように12月4日までです。市長は、今ごろんになっていますけれども、字が同じですから、お1人の方が書かれています。

書かれた臨時職員の方が採用されたのはいつですか。

○（環境）金田副参事

平成12年10月2日でございます。

○斉藤（裕）委員

10月2日に採用された方が、なぜ7月19日の収発件名簿を書けるのですか。

○（環境）金田副参事

収発件名簿の記載の件についてでございますが、推進協議会が平成12年7月11日に発足をしてございます。その段階で、事務処理につきましては、連絡協議会の事務局でありました後志支庁から、北後志の推進協議会に移行となっております。

発足当時は、人員も、専任の主査が1名という状況でありましたし、それから9月の段階では4階から2階に事務所を移転する、そういったような経過だとか、収発件名簿に記載する段階では、書類に日付印を押すということになってございます。それで、担当者が押すということで、小樽市のやり方をまねしながらやっていこうと考えてございましたけれども、まだ当時、予算もなく、9月28日の予算確定段階で、日付も、それから、発送するだとか、そういったことがありましたので、私ども事務局といたしましては、その当時から、書類については、受けた段階、発した段階、それぞれ日付と番号をメモで記載してございまして、10月に担当主幹なり臨時職員が正式に配置された段階で、担当主幹の確認を得ながら整理し記載をしたというふうにしてございます。

○斉藤（裕）委員

総務部にお尋ねしますが、今の答弁で、文書の取扱いとしては適切ですか。

○（総務）総務課長

北後志の協議会の事務処理について、財務会計等については、その規約の中で小樽市のものに準じるというふうな定めになっているようでございます。それ以外の一般的な事務処理についても、小樽市の関係の規定に基づいてとり行われていくというようなことになっているようでございます。

そういうような観点から申し上げれば、今、委員からお話ございました文書事務取扱規定の中に、まず、受けた分、收受した文書は、文書取扱担当者が収発件名簿に記載するという規定があるわけでございます。

したがって、今、臨時職員が10月に採用されて、この臨時職員が取扱担当者になるということは問題ないわけでございますけれども、それ以前のものについてさかのぼって調製をしたということについては、やっぱり望ましい姿ではないだろうというふうに思います。

○斉藤（裕）委員

だめなのですか、いいのですか、はっきり言ってください。

望ましい姿なんて、これから一つ一つ厳密な議論をしようと思っていますから、いいか悪いかははっきり言ってください。合致しているのか、していないのか。

○（総務）総務課長

今の話を聞きますと、発足から人員が整うまでの間、簡易的な形でやってきたと。それは、日付なり、それから番号と聞きましたけれども、そういったものはメモでとってあったというわけなのですね。

ただ、そういう点で考えると、予算のあるなしということもあるでしょうけれども、書式は、まず小樽市の収発件名簿の書式がございましたから、それを用いて、やはり記載するものはするということがやはり必要だったかと思えます。

ただ、事情等を考えますと、いわゆるそういった事情がありますので、最終的に整った段階で、正式な書式に整えた、調製したということは、文書規定上から言って望ましくはないなというふうに思いますけれども、必ずしもそれによって無効とまでは言えないのではないかと思います。

○斉藤（裕）委員

副参事に訪ねますが、今の総務部の回答を聞いてどう思いますか。

○（環境）金田副参事

私としては、今の総務課長の答弁を聞きながら、私どもとしては、そういう面では一部適切ではなかった部分があるという形で、今の段階で私は認識してございます。

そういう面ではご理解をいただきたい、こういうふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

理解をいただくのではなく、謝罪をするかしないかの問題ではないですか。言葉のやりとりが違っていませんか。理解してくださいなんて。

この前、本会議から何から興味を持って傍聴に来ている市民の方がおられるのですけれども、尋ねられました。「斉藤さん、あなたの質問に対して、ご理解いただきたい、ご理解いただきたいと言うけれども、私たち市民一般の」、「普通の人」と言いました。「普通の人からすると、何をご理解いただきたいのかわからない」と。あなたは、今、ご理解いただきたいなんて言っているけれども、間違っているのか、間違っていないのかと聞いたのです。

どちらなのですか。これは、あとは落ち度はないのですか。

○（環境）金田副参事

総務課長の答弁から申しますと、私としては間違いであったということでもありますので、間違えたというのはそう

いうことの取扱いでありましたので、先ほどの適切であるかどうかということについては、間違いだったということで、そういうふうに陳謝したいと思います。

それから、私どもは、いろいろ文書を整理してございますけれども、こういう形で資料を提出するとなつてございますので、字だとか、そういういろいろな内容があると思いますけれども、間違いはないかというふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

収発件名簿の２枚目、10月２日です。件名は、「北後志地域広域ごみ処理施設計画等調査委託業者評価委員会の委員の委嘱について（お願い）」、全都清 117号です。こういうお願いが来ています。回答しなかったのですね。回答しないで、大津部長は委員に就任されていたのですね。

○（環境）管理課長

ただいま向こうの全都清の 117号でございますけれども、向こうから、同じ発送番号だったということでございまして、協議会会長あてと、委員となる事務局長あての文書を同時に受理してございます。

回答の関係でございますが、一応、委員委嘱につきましては、協議会会長でございます市長には事前了解をもらっていたということもございまして、事務局長あての文書であります承諾書、これにつきましては、本人押印の上、提出されてございますので、写しとして私どもはコピーはとってございませぬけれども、一応は提出されているということでございます。

○斉藤（裕）委員

総務部に尋ねますけれども、こういう事務は適正ですか。

○（総務）総務課長

文書上のやりとり、具体的な実務的なことについては私はちょっと申し上げられませんが、例えば、今のお話は、10月２日の週の13号の文書でございます。これについて、全都清から 117号で送ってきたものについて、これに対する回答なりとか、そういったような形で返事を出す、そういうような文書がある場合には、同じ番号を使ってどこどこに出したということを経済処理の中にも記載して処理するのが適切な方法であるというふうに思います。

○斉藤（裕）委員

課長に再度尋ねますけれども、適切ですか。

○（環境）管理課長

ただいまの処理経過の関係でございまして、確かに収発件名簿の中には記載されてございません。その部分は、整理がされていないということでございまして、不適切なのかなと思ってございます。

○斉藤（裕）委員

市長に尋ねますけれども、委員委嘱、コンサルを今決定する評価委員会の委員に、今の答弁でいったら、市長にはもうお話があったようですが、それはいつの時点ですか。

○市長

日にちは覚えていませんけれども、事前に関係部長の方から話があって、了解したという記憶がございまして。

○斉藤（裕）委員

正規な手続をとられていると思いますか。

今回の推進協議会なのですけれども、推進協議会自体の人格というのは非常に複雑なのです。複雑というか、単純なのですけれども、わかりづらい。つまり、任意団体なのです。趣味の会とかサークルと同じ扱いなのです。決裁とか、この推進協議会自体の意思決定をどこでされるのか、だれの判が必要なのか、こういうことを、例えば、協議会の会長は市長ですから、市長名で回答されるときには、だれまでの決裁が必要なのか、市長。

○市長

私からお答えするような話ではないですけども、会長だからすべて会長の決裁が要るということではないと思いますので、事務段階で判断してできるものは、当然、事務段階で回答するでしょうし、市長まで上げて決裁をもらわなければならないという判断であれば市長まで来ていたのかな、そういうふうに思います。

○斉藤（裕）委員

なぜ市長にお尋ねしたかといいますと、どういう取扱いのものが、事務局を含めてどの段階までの決裁が必要だと、そういう取り決めがないのです。そういうものはありませんね。環境部に尋ねますけれども、ありませんね。

○（環境）管理課長

ただいまのは専決関係かと思えますけれども、協議会の中での規定というのはございません。

○斉藤（裕）委員

ですから、市長に尋ねたのです。

私は、今回の業者選定の方法、選定手法にかかわる了承なんていうものは、コンサルの仕事の半分以上、ほとんどと言ってもいいような重要なことです。それが、どこまでの決裁を得たらいいとか、その前段の評価委員会、小委員会をつくるときの委員の選任の承諾なんていうのは、だれが決めたらいいと。全然わかっていないのです。決まり事がないのです。だから、意思決定が不明確だと。

市長の今のご答弁で言うと、必要なものは推進協議会の事務局が判断して、必要なところの判こをとりに来るだろう、こういう話です。

私も、市長が、専決事項の、委員がどこまでいるかなどということの一つ一つ覚えていなければならないことだとは思っていないけれども、それはあくまでもルールがきちんとあったものであろうと。ルールがないときのだから、極端な話、一担当員の人が判を押したら、それで推進協議会の意思決定になってしまう危険性さえあるのです。

今まで、どんな決裁をしてきたか。だれがチェックしてきたのか。事務の取扱いについては非常にずさんです。こんなことが、役所の、少なくとも今、皆さんは推進協議会事務局という立場です。しかし、もとをただせば小樽市の職員ではないですか。違いますか。その人たちがやっている事務というのがお粗末、そして、皆さんが言っていることは、議会に示していることは、どうも事実と違うと思います。

一つ一つ挙げていったらきりがなくらいです。質問するときに悩みました。一つ一つ挙げていったら、恐らく、聞いている皆さん、議員も混乱しますよ。このぐらいずさんなものです。

わかりやすいもので、12月11日付けで全都清 147号という報告が来ています。

技術提案に参加するコンサルタント会社についての括弧書き報告という文書です。ここに初めて6社のコンサルタントの名前が出てきています。11日です。皆さんは見つけましたか。

11日と同じ文書が12日の日付で二つあるのですよ。しかも、これは、原稿ではないですよ。なぜかという、印鑑を押しているのです。社団法人全国都市清掃会議の印まで押した日付が違うものが二つあるなんていうことが考えられますか。11日に1回、判をもらって、あれ、困ったと言って、12日に押しにだれが行ったのですか。それとも、東京を往復して、全都清の印鑑をポケットに入れてきたのですか。こんなことがあり得るのですか。

しかも、こういうことになると、余計なことまで疑わなければならない。私は、最初に言っておきます。皆さんが、恐らく、全都清との協議の中で、いろいろな指示をして、または打ち合わせと称して、ほとんどのものを皆さんがつくったのだと。そして、後押しで全都清というところに書類を出して、書類をどんどんつくっていった、それを持ってきた、そして、自分たちの仕事の都合に合わせて日付を打っていった、だからこんなことになるのです。

10月11日と10月12日、しかも、同じ文書。これが存在することを説明してください。

○市長

前段に私の方からお答えしますが、推進協議会のやっていることがずさんだというお話がありました。聞いている人に誤解を与えたら困りますので、お話しします。

一つは、推進協議会は、一般的に、いろいろな団体の事務処理にかかわっては、市役所みたく事務専決規定などというものはありませんので、物によってそれぞれ判断して事務処理をしていく、こういうことでございますので、ひとつご理解を願いたいと思います。

聞いている方は、本当にずさんなことをしているのだなと思われても嫌なものですから、そういういろいろな団体の事務処理についてはそういった規定はありませんので、普通は、何と申しますか、市役所のそういった諸規定を準用するというか、そんなことにしていますので、その辺は誤解のないようにお願いしたい、こう思います。

○（環境）金田副参事

日付の記載内容が違う、相違点があるという文書のご指摘でございますけれども、まず1枚目の文書につきましては、私どもは10月11日付けで受け付けた書類です。もう一つの12日というご指摘の分については、11月29日に、全国都市清掃会議が成果品として提出された中に含まれていた文書かというふうに思っております。

そういう面では、これは、整備計画策定事務にかかわる技術提案に参加するコンサルタントの関係は、報告が11日付けで受けて受領しております。成果品の中に同じ文書がありますけれども、その日付が10月12日になっているということでもあります。

これについては、既に全国都市清掃会議に確認をしております。その中で、全都清いわくには、10月10日に参加コンサルタントの6社が全部確定したので、10月10日遅くに、10月11日付けで小樽にその文書を発送した、こういうふうに聞いてございます。それで、私どもは、その内容につきまして決裁をいたしまして、翌日の10月12日に協議会の方に電話で了承を伝えてございます。

その段階として、まず電話で了承したことを伝えましたので、全国都市清掃会議としては、了承を得た平成12年10月12日に整理して保存した、ということなのです。

それで、その整理して保存したものを成果品の中に、11月29日の中に改めて整理するときに、そういう形で文書を入れた、こういうふうになってございます。

それで、私どもからしますと、10月11日付けで受理してございますので、その成果品の中身が12日になっていることになれば、成果品に瑕疵がある、こういうふうに考えてございます。そういう面では、全国都市清掃会議の方に、契約書の第16条の瑕疵担保の部分により、補正を申し入れているところでございます。

○斉藤（裕）委員

瑕疵の内容についてもう一回説明してください。何が瑕疵なのですか。

○（環境）金田副参事

私どもが正式に文書を受け取ったのは10月11日でございます。それが、成果品として11月29日に提出された段階での文書の中に10月12日とした記載の文書があった、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

それで、全都清の方に訂正を申し入れたということですか。

それでは、一緒に聞いてください。社団法人全国都市清掃会議というところは、147号という書類を二つつくったのですね、そうしたら、そういうことなのですね。問い合わせてくださいよ。問い合わせなかったら、私が直接問い合わせます。

こういう文書の取扱いが、社団法人で、私は立派なところだと聞いていますから、そんな文書管理をしているはずがないと私は思っています。副参事の話であれば、市の瑕疵ではなくて、全都清の瑕疵ということですね、日付に関しては、そう理解していいのですね。

○（環境）金田副参事

お手元の資料でもございますけれども、10月11日の日付につきましては、手書きになってございます。それと、12日の書類につきましては、たしかタイプで打った文書になっているかと思います。そういう面からすると、全都清から来た段階では、11日にそういうことがあるものですから、一目で、そのためその記憶がございませんけれども、空欄で受けたと。そして、11日に私どもは受けているものですから、11日の日付を入れた、そして、12日に、私どもが内容について、これは協議書ではありませんので、報告書なので、内容については6社が来たということで了解したということで、電話を向こうに入れているものですから、その段階で、全都清としては、タイプで12日にしたのではないかと、こういう形で推測しているところであります。

○ 斉藤（裕）委員

修正の申し出をしたというのは、形式として残っているのですか。残っているのですね。電話ですか。

正式に申し入れたのですか。

○（環境）金田副参事

正式といいますか、瑕疵担保の16条がございましたので、これで直していただきたい、こういう形では電話で連絡してございます。

○ 斉藤（裕）委員

まだ直ってこないのですか。

回答は何と言っていますか。「はい、わかりました」と言っていますか。

○（環境）金田副参事

その部分については了解したということで聞いています。

○ 斉藤（裕）委員

小坂助役にお尋ねしますけれども、助役の公印というのか、判こ、決裁印は、第三者に押してもらうとか、そういうことはあるのですか。

○ 助役

私の公印は、それぞれ関係の団体なり土地開発公社なりの理事長の判というのはありますから、それは、実際は事務局が管理しておりますけれども、一般的な決裁に使用する判は私自身が管理していますので、ほかの人が押すということはありません。

○ 斉藤（裕）委員

10月3日の助役の日程を見せていただきました。10月3日、この日のおおむね3時くらいに第1回の全都清の小委員会というのですか、評価委員会が行われています。その後、速やかに協議書が来ているのです。これは、助役が決裁されたということなのですか。

○ 助役

3日の午後、そこに書いておりますように、決算特別委員会があったようですが、恐らく、決裁印を押したということになりますと、決算特別委員会が終了した後というふうに思います。

○ 斉藤（裕）委員

環境部長にお尋ねしますけれども、これまでの一連の流れの中で、ご自分以外の、専決者の一番上がご自分以外の決裁というのは何回もりましたか。記憶にあるものを教えていただきたいと思います。

○ 環境部長

数多くの文書を決裁していますので、一々どれだけあったかということは今定かには覚えておりませんが、うる覚えで申し上げるのは非常に恐縮ですけれども、私の委員の就任の関係のときには、たしか、助役に決裁をいただいたというふうな記憶はございますけれども、それ以外については、たまさか私の決裁の中で、その後、また別欄を設けて、市長、助役の決裁を受けるというようなこともあり、またそういった指示をしたこともあるような

気がしますけれども、はっきりとは覚えておりません。

○斉藤（裕）委員

助役は、委員の就任というのは10月2日なのです。このときには、どの時点で、やっぱり助役さんですからお忙しい、午前中は、どうも、小樽署、道庁、道警、そして1時から辞令交付式、それが終わってすぐに福祉部との打ち合わせに入る。そして、建設工事委員会がある。記憶をさかのぼれと言っても、これは無理があるかもしれませんが、大津部長の委員承認というのは認めた記憶がありますか。

○助役

環境部長の委員承認については、事前にもお話を聞いておりましたから、承知をしておりました。

ただ、2日のどの時点で決裁をしたかということにつきましては、今、日程表を見ましても、ちょっと定かではありません。けれども、そういった話は事前に聞いていましたので、決裁したということは言えるかと思います。

○斉藤（裕）委員

9月29日と30日に、委員就任、在京委員に協力要請をしに行った、大津部長はですね。これは、私の指摘としては、一つには、なぜ、委員に就任したのは3月2日ですから、その前に、在京委員のところにあいさつをしに行き、なおかつ協力要請をしに行っている。これは、まさしく全都清というところがやるべき仕事であって、部長が議会の質疑でみずからお認めになったように、発注者と受注者が混同と言ったのです。発注者、仕事を出す側ともらう側がごちゃごちゃになって業務を進めるのはまずいことだと言ったのです。私のこの指摘に対して、大津部長は、こう答えています。全都清側から、小樽市の事情を1回説明しておいた方がいいぞというアドバイスを受けた、それから、一般的な意味で小樽のことについてお世話になるということ、儀礼的な意味で訪問したと。そして、再質問に、再度の答弁には、また繰り返しているのです。地元の状況を説明するという、小樽のことでお世話になるのでよろしくと、小樽市環境部長としての立場を強調されているのです。これに間違いはありませんか。

○環境部長

私が、この29日に2名の委員のお宅をお尋ねしたのは、全都清にかわって委員の就任をお願いしていたということでは決してなくて、全都清の方から、この対応の中で、2名の方に委員就任についての内諾を得たので、斉藤（裕）委員が言ったような形でお話がありましたので、小樽市の者の立場として、お世話になると、小樽市環境部の人間として行くのが一つの礼儀かなと思って、あるいは、全都清から私の状況などの説明のサジェスションもあったものですから、こういった形で訪問をしたということです。全都清にかわって、就任の交渉だとか、その承諾を取りつけに行ったというつもりはございません。そのあたりは、29日の復命書にはそういう趣旨で書いたつもりでございます。

○斉藤（裕）委員

今の答弁はそっくり変わるのではないだろうか。

旅行命令簿、期間、9月29日から30日まで、大津部長、行く先は東京文京区です。用務、「ごみ処理施設計画策定委託業者選定打ち合わせ（委員就任依頼）」と書いているではないですか。今の答弁は全くうそではないですか。違いますか。

○環境部長

このときの出張の用務の内容には二つありまして、2名の委員の訪問はむしろ従たるものであります。その機会をとらえて、私の言葉で言うと、儀礼的なあいさつに訪問をしたと。主たる業務は、前日の28日に、協議会での首長会議でもって全都清に業務の委託をするということを正式に決定いただきましたので、具体的に、その前段から打ち合わせをしていった業務の内容の委託契約書との突き合わせだとか、あるいは、2日の契約の関係、それから、主に3日のときに既に日程的に確定しておりました第1回の委員会の打ち合わせ、そういったものを中心に、その機会をとらえて2名の委員の方を訪問して、そういった儀礼的なあいさつを、ごあいさつだけではありませ

んでしたけれども、そういったことをしたということで、こういった場合、主たる業務でもって出張命令簿を書き、旅費を試算していただく、そういうふうなやり方は許されているものではないかというふうに私は思います。

○齊藤（裕）委員

小樽市の環境部長の立場であいさつに行くのに、何で推進協議会の予算で行くのですか。おかしいではないですか。

そして、何で従たる、そんな、ついでに就任のあいさつをしてきたという理屈みたいなことを言っていますけれども、括弧書きでわざわざ書いているのですよ。括弧書きで「就任依頼」と書いているのですよ。「就任依頼等」と、この「等」というのがその他の仕事でしょう。それは国語の話です。余りにもそれはむちゃくちゃな話ですよ。

今、皆さんはそうやって答弁されているけれども、私たちは、皆さんからもらった資料に基づいて一つ一つ積み上げている。これで何回目ですか。この前の答弁でも、「書き方を間違えた」ですか。今回も、ここに、だれが見たって「委員就任依頼等」と、委員就任依頼をしているではないですか。

それぞれ矛盾しているのですよ。では、委員就任依頼を協議会予算で行ったとするならば、部長がだめだと言った委託者の受託者との混同になるわけです。それでは、小樽市の部長として儀礼的なあいさつに行った、行ったとするなら、何で推進協議会の予算を使うのですか。

さらにあります。9月末に、9月28日と言いましたか。28日に、他町村の皆さんと話がついたから行ったのだと。違うでしょう。記載日は9月21日ですよ。つまり、判こを押した、小坂助役は、もう9月21日の段階では、全都清から、全都清に業務が随意契約されるというのは想像がつきます。しかし、その時点で、既に、委員はだれだれで、在京委員が2人いて、小樽市からは部長になって、それはわかっていたということでしょう。これはお認めになりますね、助役。あなたの判がついているわけです。

○助役

確かに、旅行命令をかけた日は9月21日ということでございまして、この時点では、既に28日の推進協議会の日程も入っていたと思いますから、そういった協議会での使命を受けて29日に上京するといった意味での旅行命令だというふうに考えております。

○齊藤（裕）委員

助役は、発注者側の推進協議会の事務局長が、受注者、つまり全都清の仕事である委員の依頼に行くことが正しいとおっしゃいますか。これは、今まで、環境部長は、だめなことだと言っているわけです。まずいことという評価の扱いです。助役はどう思いますか。仕事を上げる側ともらう側がごちゃごちゃになるということです。

○助役

ご指摘のように、委員の就任という表現は、旅行命令の目的というのは表現はちょっと適切ではないと思います。先般から本会議でも述べているように、これは、あくまでも委員予定者に対しまして、ひとつよろしく協力を願いたいということと、小樽市、あるいはまた北後志の廃棄物行政の事情を事前に説明しておくというようなことでの、全都清側からのご指導といたしますか、アドバイスがあったものですから、そういった協力要請に伺ったというふうにひとつご理解をいただきたいなと思います。

○齊藤（裕）委員

繰り返しになりますけれども、そうではないですって、これは就任依頼に行ったのです。何ば後から、皆さんは分が悪いのですよ。文書で残っているものが、在京委員2名、東京におられる2名の、これからですよ。そのとき委員になっていないのですよ。これからなる人、予定する人のところに、あいさつに行ったのではなくて、協力要請に行ったのです。明確に書いているのですよ。復命書が間違いだと部長は言うけれども、そんなことが通用しますか。

なおかつ、私の議論では、つい今し方ぐらいまで、小樽市の環境部長の立場を強調されて話していた。儀礼的な

あいさつだと言いつけている。だけど、ここには「就任依頼」ではないですか。

○環境部長

私の出張命令簿の書き方の中で、私のこれを決裁したときの解釈では、主たる任務は上に書いてあるごみ処理施設画策定委託者選定打ち合わせ、この部分が主たる業務でありまして、括弧で書いてある「委員就任依頼等」というのがこの出張命令の従たる業務、そういう解釈でこの出張命令簿の決裁を私はいたしました。

○斉藤（裕）委員

事務局長たる立場が、委員をお願いに行っているのかと。いいですか。委員が決定したのは10月2日なのですよ。2日以降にごあいさつというのならまだわかる。委員に就任するかどうか、どののれれかも決まっていな。ましてや、委員の前の委員会を設置してもいいかどうか、内部決裁をとっていないときに、その前に、お願いします、協力要請ですと、そんな話が世間に通用するわけがないではないですか。それが通用するとしたら、役所だけの話ですよ。

あげくの果てに、これは、就任依頼、行ったのでしょうか。書いているのだから。

○環境部長

先ほども申し上げましたけれども、一つは、就任依頼というのは、就任すること自体の依頼を全都清にかわって依頼に行ったということではなくて、そういう意味では、逆に、ありましたけれども、書き方に問題があったかと思いますが、あくまでもそれは儀礼的なあいさつと。それで、このときに行った経過といいますのは、その前段の中で、全都清がいろいろな準備をする中で、委員会構成について、先ほども申し上げましたけれども、このお2方をお願いをするということで内諾を得たというふうなことがあって、そういうことを踏まえて行って、そういうふうになったらよろしくお願ひしますと、そういうことを地元としてもお願ひします、そういうことを申し上げたつもりであります。

○斉藤（裕）委員

答弁が違ってきているのです、それだったら。

そんなこと、3月8日の議会で言いましたか、一言でも。冗談ではないですよ。

皆さん、環境部の皆さんは、普通は我々が推測して、こうではないか、ああではないかと聞いたことに対して、資料に基づいて、証拠に基づいて、こうですというのが皆さんの立場です。今度は逆です。我々が、資料に基づいて、こうなのでしょう、ああなのでしょうと言っていたら、あなたたちは口頭だけで返しているだけなのです。

3月8日の部長の答弁の中に、今おっしゃったようなことが書いていますか。儀礼的なものしか言っていない、それは今も言っているのです。

冗談ではないですよ。そんな、大体、子供だってわかる話です。まだ開くと決定していない委員会の委員に、その前にあいさつに行けるわけがないではないですか。しかも、百歩譲って、事前の打ち合わせの中でその話がわかって行ったとしても、それは、大津部長、あなたの口から出たことですよ。受注者と発注者が混同した仕事をしてはいけな。い。おっしゃっているのはあなたではないですか。何の答弁を根拠に我々は議論していったらいいのですか。

そして、今度は、書き方がまずかった。冗談ではありません。

委員長、これは話になりません。これで、本議会になって2回目ですよ。協力要請という言葉に対して、文書で残っているものが、今度は、部長は書き方を間違えたと言う。そして、今回、今議論している中で、明確に、委員会就任、委員就任依頼と書いているものを、これは仕事ではないと言っているわけです。これが主だったのではないのだと言っているわけです。こんなことだったら、ちょっと私も質問しづらいから、委員長もお聞きになったように、さっき、ついさっきですよ、環境部の環境部長としての立場ですねと確認した後の答弁がこれですからね。これは、質疑する前にちょっと整理させてほしい。

答弁がどちらが本当なのかわからない。整理させてください。

○委員長

就任依頼等は、聞いていても、環境部長の立場でお会いして、今後、これからもよろしく願いますというのは、これはやはり、聞いていても、当然そういうことはあるなという解釈はします。一問一答で、当時、だれとどうい話をしたかというのは、なかなか、相当に年月もたっていますし、斉藤（裕）委員の言われる資料に基づいてのやりとりも、わからないことでもないのですけれども、その都度、答弁されている部長にしても、やっぱり、その中で答弁していますので、行き違いというか、解釈の仕方ですが、聞いていて、そんなに大きな間違いをしているような判断をしているような気はしないのです。

私が言い過ぎるとまたあれですが、ちょっと時間ですが、相当過ぎていますので、少しまとめるような質疑をしていただけませんか。

○斉藤（裕）委員

議事進行について。

それでは、きちんとした答弁、統一見解を出させてください。

小樽市の立場で行ったのか、行っていないのか。何を目的にして行ったのか。この資料に書いていることはうそののか、本当なのか。

こんなことでは進みませんよ。だれが、どこの世の中に、同じ書類が、日付を打った違うものが2通あって、そんなもの、修正しましたと。そんな話を真に受けて、そうすかなんて言える人は、この中にだれがいるのですか。

委員長の時間の関係のことは、気持ちはわかりますけれども、大切なことですよ。この資料が、全都清と小樽市の推進協議会の中で、合作かもしれないのですよ、これ。郵送していると言っているのですよ、今までの答弁で。10月2日に、何種類もの資料が、書類が、全都清という判こを押したまま送ってくるのですか。そんな非常識なことを我々に言ったってだめですよ。

○委員長

今は議事進行ですから、時間はカウントしませんが、今の斉藤（裕）委員の質問に対して、小樽市の立場で、その分の答弁を。

○環境部長

先ほど何回も言いましたように、全都清にかわって就任交渉をすとか、就任のお願いをするということではなくて、地元として、これからお世話になるのでよろしく願いますということで、協力要請に行ってまいりました。

○斉藤（裕）委員

今、確認がとれたのですけれども、全都清 147号、問題の2枚の書類があるというものです。これは、どちらが本当なのだという話ですよ。全都清に確認をとったら、10日の17時、夕方5時に決定しているそうです、この文書は。そして、12日に起案して発送しています。そして、重要な文書であるので、ファクスのやりとりはしていないということです。12日にどうやって届くのですか。

○（環境）金田副参事

私が先ほど申し上げましたとおり、その空欄の文書は、日付の分は受け取ってございますので、そのとき、間違いなく、11日に私どもは受け取ったというふうに思ったわけです。

○斉藤（裕）委員

これは、全都清のお名前も書いてあるのですけれども、この方は、今、うちの控室で松本議員に連絡をとってもらったのですけれども、ようやくついたようです。それが今のような話なのです。12日に起案、発送と。これは、全く話が違うでしょう。これは、どちらが本当なのか、確認してからでなかったら話は進みません。これはお認め

いただけると思います。

○助役

ちょっと、私どもも、まだ全都清と連絡をとっていませんので、今、斉藤（裕）委員の方からそういうお話がありましたので、こちらの方としても確認をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長

斉藤（裕）委員、今、助役の答弁で確認していただくということで。

○斉藤（裕）委員

待ちます。

○委員長

それでは、質疑を続けていいですか。

○斉藤（裕）委員

それはできません。

○委員長

斉藤（裕）委員はできないけれども、このまま続けてよろしいですか。

○斉藤（裕）委員

それは、理事会で決定してください。

私は、これを積み残しのままでは次に進めません。

けれども、ほかのところに行くかどうかというのは、私が決めることではなくて、理事の皆さんで協議してください。

○委員長

私は、このまま質疑を続けたいのですけれども、よろしいですか。

（発言する者あり）

（「斉藤（裕）君は質疑できないと言っているのですよ」と呼ぶ者あり）

ですから、質疑ができないのはわかりますから、今、助役が、全都清とやりとりして、後であれしますから、このまま質疑に、はっきり言いましてもう時間が32分も経過しているのですよ。ですから、次に自民党に移しながら、やりたいと思うのです。

（「おれに聞いてもあれだから、ご当人が、斉藤（裕）さんがるいのだから」と呼ぶ者あり）

今、斉藤（裕）さんが、自分として、質疑をこれから、理事会初め、委員長に任せると言っていますので、私の判断でこのまま質疑をしていきたいと思うのです。

（「斉藤（裕）さんが、委員長と言ったのなら、僕らに聞くことはないでしょう。委員長の判断で」と呼ぶ者あり）

いや、あくまでも副委員長です。

（「いや、委員長がそうやってやるというのなら、だめだなんて言わないから、斉藤（裕）さんと委員長が合意したら、それでいいですよ」と呼ぶ者あり）

○斉藤（裕）委員

私は、理事の皆さんに聞いてくださいと言ったのです。

（「休憩してやるか、この場で、委員長のところに呼びつけてやるか、委員長の判断で」と呼ぶ者あり）

○委員長

そうしたら、理事の人はちょっとこっちに。

（「この場でやるのか」と呼ぶ者あり）

済みません。大分、スタートにおくれていますので。

（理事、委員長を囲み協議するが、聴取不能）

それでは、自民党に質疑を移します。

.....

○見楚谷委員

ふれあい入浴事業について

今、連絡待ちということで、なるべく早目に、手短にやっていきたいと思います。

まず、昨年、社協が行ってありましたふれあい入浴事業について若干お伺いをしていきたいと思います。

これは、平成6年度から5年間ということで、国の施策の中で社協が行ってきた事業であります。なお、その5年が終わって、平成10年度、11年度の2年間は、社協独自でこのふれあい入浴の事業を継続しておったわけですが、社協自体の自主財源が非常に乏しい、財源確保が難しいということで、ふれあい入浴事業がストップしたわけですが、小樽市として補助金カット云々はあったのかどうか、まずお願いします。

○（福祉）高齢福祉課長

ふれあい入浴事業でございますけれども、委員がご指摘のように、平成9年度までは、ふれあいのまちづくり事業として、道社協と市の補助金などで実施してきました。事業終了後2年間、平成10年度と11年度でございますが、社協の自主財源で実施してきましたけれども、社協の側の財源の確保が困難ということで、それから、地域及び利用者が限定されていることなどもありまして、11年度で一応終了したというように聞いております。

市として補助金を出せなかったのかということでございますけれども、市としましては、5年間の実績は評価できますけれども、ふれあいのまちづくり事業が終了しまして、一応の区切りがついたということ、それから、この事業は元気な高齢者の生きがい対策という位置付けの事業でございましたが、当時は、さらに弱い立場の高齢者のための事業をいろいろ考えなければならない、そういうときでもありましたので、優先順位から、市単独で補助して実施していくのはどうかということから、市の補助は見送りになったということでございます。

○見楚谷委員

それは逆だと思うのです。

元気なお年寄りの方々は、それぞれ自分たちが動いているいろいろなことができるけれども、確かに、体の弱い方々に対する福祉施策は大事ですけれども、やはり、元気なお年寄りも、市の行政というものはそれと並行しながら同等に扱っていかねばいけないのではないかという気がするのです。

そこで、お伺いしますけれども、この事業に協力いただいた公衆浴場が10軒ほどあるのですが、1カ月1回ということで、やっていたわけですが、開設の時間帯、利用者数、それから単年度の事業費、恐らく社協で情報をいただいていると思いますので、それをちょっとお知らせしていただきたい。

それと、この利用料というのはたしか無料であったと思いますけれども、それに関する使用料というのですか、協力金というのですか、そういうものは幾らくらい支払いをされていたのか。またそのほかに、例えば、ジュース代とかいろいろあったと思いますが、そういうものも含めて、年間の事業費がわかればお知らせください。

○（福祉）高齢福祉課長

まず、実施回数でございますけれども、毎月1回で、開設時間は午後12時半から2時まででした。

事業費でございますが、ふれあいのまちづくり事業として実施していたときの決算資料がふれあいのまちづくり事業としてまとめられております。入浴事業の部分だけ、社協の資料からは抜けませんでしたけれども、10年度、11年度、社協の事業として独自にやっておりますので、その2年間だけですが、平成10年度は169万6,000円、平成11年度は152万9,000円でございます。

内訳は、会場費としては1回1万2,000円を浴場側に支払っていました。他は、ジュース代参加人数分と、健康講話を毎回やっていましたので、その講師の交通費とか事務費であったというように聞いております。

○見楚谷委員

今、1回1万2,000円というような形でもってお支払いをしているということです。

私は、平成3年に議員にならせていただいて、9月の第3回定例会の中で、このふれあい入浴について質問させてもらいました。その経過は、道の施策という形の中で、敬老の日の前後3日間、これは無料で公衆浴場を開放しますという事業なのです。これは、お年寄りの方々、また障害を持っている方々でも、公衆浴場を利用しながら、いろいろな方々と触れ合いをしてもらいたいというのが大きな目的であったと聞いております。

たしか代表質問の中では、私は、大臣も、無職の方も、差別なく裸のつき合いができるというようなことで質問させてもらいましたが、現在もこういう気持ちは変わっておりません。

そういう中で、これは社協の問題というふうに片づけてしまえば、それで終わりですが、ただ、川崎市で非常にユニークな取り組み方をしているのです。6年前から、要するに公衆浴場の営業時間の前の有効利用ということで、デイサービス作業を行っていたのですけれども、今度は、昨年、12年から、浴場の空き時間を利用して、お年寄りにゆっくり入浴を楽しんでもらうというサービスにさらにアップしたわけです。これは、市の委託事業としてスタートしております。川崎市が進めているのは、やはり、高齢者自身の事業の一環であり、健康管理に役立ててもらおう、また、公衆浴場が各地で厳しい経営に責められて、そのような状況の中で、ボランティア団体と連携をしながら、地域福祉の拠点として県内初のこういう形の中で事業をされております。そのような中で、営業時間外の有効利用は、浴場の皆さん方も大変歓迎をしながら、大いに利用していただきたいということで、川崎市内の浴場の皆さん方がこれに取り組んでおられるわけです。

川崎市の場合、1回の浴場の使用料、協力金として払っているのは4万円なのです。小樽は、社協の方から1万2,000円ということで、非常に少ない金額で、浴場の皆さん方には本当に協力していただいたなというふうに思っているのですけれども、ぜひこういうようなお年寄りが参加できるような、特に川崎の場合は、看護婦さんを浴場に送り込んでお年寄りの健康チェック、または昼食のサービス、こういうものを含めてボランティアの皆さん方と入浴を楽しみながらいろいろなおつき合いをされています。

やはり、こういうようなことを、小樽市としても、社協に任せるだけではなく、市独自の事業として考えていかなければ、当然、その前に社協の方に、いろいろとお尋ねをし、お願いをしていくのも当然だと思いますけれども、社協ができないというのであれば、小樽市独自のそういうような事業というものも含めながら、大いに検討していくべきではないかと。健康なお年寄りも、やはり皆さん方と触れ合いたいというのは同じなのです。

そういうような状況を踏まえていくと、優先順位云々ということも確かにあるかと思いますが、そういう状況の中で、小樽市の行政としてやっていかなければならないと思うのですが、どうですか。

○（福祉）高齢福祉課長

今、川崎市の事例の紹介をいただいたのですけれども、ふれあい入浴を実施してきました当時は、元気な高齢者のコミュニケーションの場ということで考えられておりました。最近は、元気な高齢者の方はもちろんですけれども、自立者支援の観点からの通所事業として考えられるようになってきていると思います。川崎市の場合も、そのような観点で取り組んでいるのかなというように思います。家に閉じこもりがちな高齢者の方でございますので、自立支援の拠点として、銭湯を利用していただくということは、外出の機会を提供するということからも有効なことというように思います。

事業の再開ということでございますけれども、その辺は、高齢者のための福祉制度全体の中で、優先順位であるとか、緊急性を考慮して検討しなければならないものと思いますが、高齢者の自立を支援する事業の一環として研究してまいりたいというように思っております。

○見楚谷委員

ぜひ、社協に再開をお願いしながら、どうしてもなくなれば市の事業として、やはり前向きに考えていってほしいというふうをお願いしておきます。

ごみの問題について

代表質問でも質問させていただきました。やはり、今の天神のごみの焼却炉、これが、今月いっぱい用途廃止になるということで、まず、1カ月の平均の埋立量、昨年の7月から始まっているわけですが、その量と、現在、焼却されている焼却量、これをそれぞれまずお答えをいただきたい。

○（環境）管理課長

ただいまのごみの関係でございますけれども、まず、桃内の方に入っています生活系一般廃棄物では、これは12月までの数字を拾い上げたものでございますが、1カ月当たり2,830トンほどでございます。このほか、事業系一般廃棄物がございます。それが1,720トンほどでございます。月平均でございます。あとは、産業廃棄物といえますか、汚泥等の関係も入ってございます。その部分が、月当たりで750トンほどございまして、大体、桃内に入っていますのは5,300トンほどということでございます。

あとは、焼却分の量でございますけれども、今年度で、大体約9,000トンということでございます。

○見楚谷委員

1カ月ですか。

○（環境）管理課長

いえ、年度の計でございます。

○見楚谷委員

そうしますと、今度は相当数が埋立ての方に回っていくという形になるわけですね。焼却分も全部埋め立てられるわけです。

そこで、大きな問題が、新焼却場の建設の早期着工ということになるのですけれども、いまだ見えてこない。5年先か6年先になるかというような状況の中で今進んでいるわけですが、例えば、これから5年間、焼却場ができる前に全部埋立てをした場合には、全量、要するに、5年間で量的にどれくらい埋め立てられるのか。そして、6年間では、もう1年延ばしたらどれくらい増えるのか、ちょっとそれを教えていただきたい。

○環境部長

これからの見通しは本会議のときにお答えしましたけれども、現在、今年度の4月から、あるいは7月からの関係で、かなり従前の量からは減っています。そして、厳密には今年の6月いっぱいまでにならないと、1年間のこれからの動静というのは把握し切れないのですけれども、一応、新年度、平成13年度のごみ処理計画の実施計画というのが策定作業中でして、この中で、今部内で話し合っていることですが、一応、今年の埋立量は、今管理課長もお話ししましたように、大体4万4,000トン程度と、これは9カ月分になります。それで、あとは来年以降、排出量がおおむね6万7,000トンくらいになるだろう。それに対して、焼却がゼロになりますので、6万7,000トン程度が毎年埋立てで進んでいくだろうと。心配なのは、若干、いわゆるリバウンドと言っていますが、有料化等をしたときには減るのですけれども、少しずつ量が回復ぎみになっていくことが一つはあるのです。とりあえずそれを見無視してやりますと、平成12年度の今言った4万4,000トンが5年後の平成16年度末では約31万トン程度の埋立量になるのかな、31万トンから32、3万トンくらいの埋立量になるのかなと。そんなことで、今の段階で試算していますけれども、これも、厳密には、6月までの実績を待って、最終的にもう一回、今ある埋立計画との関係を整理したいなと思っております。

○見楚谷委員

そうしますと、今、桃内の最終処分場の問題になるのですが、これは全部で何トンでしたか。

○環境部長

たしか、１期、２期を含めまして、ごみペースで66万トンという計画です。現在のところ、まだ１期分しか整備しておりませんけれども、２期も含めると、ごみ量でいきますと66万トンという計画でございます。

○見楚谷委員

そうすると、おおむね10年ということですね。

○環境部長

いや、それは。

○見楚谷委員

それは後でいいです。

それと、代表質問でも質問させていただきましたけれども、北後志の広域ごみの処理場の今いろいろと問題になっている部分ですが、そういう状況でもって、今、地元の方とも話し合いがどんどん進んできている、そういうようなご答弁をいただきました。それから大した日数もたっていませんけれども、見通しとしてどのようにご支援いただくか、それをまずお聞きします。

○環境部長

先般、代表質問等で、昨年12月のダイオキシンの学習会を開催したこと、あるいは、２月末と３月初めの２回にわたって地元の方たちが発寒と苫小牧の施設を見学した、そのことを申し上げました。

そういったような状況を受けまして、たしか先週の土曜日だったと思いましたが、地元の方で町会の役員会を開催しているというふうにお聞きをしております。そういったようなことで、役員会の経過を含めて、近々、そのあたりについて、私は出向こうということで連絡をとったのですけれども、向こうの方の都合もあって、そちらに出向いていっているいろいろな協議といいますが、お話をさせてほしいというような申し入れといいますが、そういうことになっていますので、それがどういう状況になるか、ある意味では期待を持ってそのお話し合いをしたい。そういった中で、何か一つの方向が、小樽市としてすべき、あるいは北後志全体としてすべき状況が出てくるのか、あるいは、何らかの一定の別な判断をするあたりの見通しが出るのかとか、その辺が何か一つ出てくればいいのかということに期待をしている状況です。

○見楚谷委員

確かに、焼却炉がなくなって、早急に後継の焼却炉が必要だということは、先般の代表質問の中でも申し上げました。

近々、ある程度の一定の方向性が出てくるのだろうかとか今お聞きをしておりましたけれども、先ほど部長がちょっと横に置いた有料化の方向をちょっとお聞きしたい。

当然、ごみ減量化を図るというのは、代表質問の中でも質疑をさせていただきましたけれども、やはり、有料化をすべきだというようなことでもって質問をさせていただきました。市長の方からは、早急にやらなければいけない大きな問題だろうということは答弁の中でありました。

そこで、私どもの家庭系のごみは、やはり今焼却場を閉鎖しているときが一番チャンスなのではないだろうか、有料化に向けてのですね。当然、市民の皆さん方のいろいろな負担が出てくるわけですから、そういう面では、行政としては大変なお願いをしなければいけないわけですが、やはり、行政を執行するということは、そのタイミングを図って行政を進めるというのが市としての役割の一つではないのかなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○環境部長

本会議の答弁で質問がありましたけれども、室蘭が有料化をしたときの一つの契機としてこういった施設整備ということがバックにあったということは私たちも承知をしております。そういう意味では、一つの有料化のタイミ

ングになるのかなというふうなことが考えられもいたします。

ただ、小樽市にとって、そこまで熟度が来ているかどうかということになると、なかなか、まだ議論も本格的にしておりません。室蘭でも、そういったことに至るにはかなり時間をかけていろいろな積み重ねがあったというふうにも聞いています。まして、この間の答弁でもありましたけれども、道内の都市ではまだそう多くはない。ましてや、主要市では、大きな都市では室蘭市だけと。近々の情報によりますと、函館がちょうど今の議会でこれを議論中で、お話では、今度の議会で決めて、1年後の平成14年度からの実施に向けたものの決めに今の春の議会でするようなお話も聞いています。

そういう意味では、道内の主要市、大きい都市では、まだ1市、あるいは決めつつあるというような状況だとすれば、そういった全道的な状況、とりわけ道央圏の部分、隣の札幌市を含めてですけれども、そういったような状況をもう少し見極めないと、市長の答弁にありましたが、全市民に新たな負担をお願いするということになれば、相当に慎重に、あるいは、それなりの経過を踏まえる中で導入していかなければならないと思います。ですから、タイミング的には、原部としてはこれから非常にお金がかかるので、そういった面での緊張感といいますか、そういったものはあるのですけれども、小樽市全体、あるいは市民生活全体から考えると、そう単純に今からというのはなかなか難しいといいますか、そのためにはまだまだハードルを幾つか超えなければならないのではないかなというふうな気は、担当部としてはしてございます。

○見楚谷委員

来年からすぐやれという話ではないです。今、新焼却炉ができる間に五、六年かかるでしょうという話が前段にありましたね。ですから、そういうような状況の中で、有料化というものをやはり考えながら、市民の皆さん方に呼びかけながら、ごみの問題というのは大事なので、減量するために有料化というものを皆さんにお願いしたいということでもって検討してもらいたいということです。

○環境部長

そういう意味では、今私の言ったこととも重なる部分があるのですけれども、恐らく、ここ一、二年、ないし二、三年の中に、全道的にもそういった動きがいろいろ出てくる状況も期待するといいますか、それが出てくると思いますので、ある意味では、着工時、もう一つは施設の完成時、起債の償還が始まるとか、そういったふうなことで、今委員がおっしゃったような中で、ここ3年か5年の間にある程度具体的なものに向けて、先ほど私が言った言葉を使えばハードルを超えるような一定の作業というものにトライをしてみたいな、していくべきかなというふうに思っております。

○見楚谷委員

それと、先ほど部長が言われたように、道内の主要都市の動向を見ながらというのは、これは必要ないのだ。ということは、ごみに関しては、排出するごみの量だとか、ほかの都市とは条件がいろいろ違うわけです。だから、今は小樽市をどうしようか、減量をどうしようかという話をしているわけですから、確かにほかの都市の状況を見ながらというのは必要かもしれないけれども、小樽市もせっぱ詰まって、今どういうふうにするのだということころまでは行っていないかもしれませんが、しかし、そういう感覚の中でとらえていてもらいたいというのが私たちの要望です。

ごみの有料化については、そういうふうな状況の中で検討していただきたいと思います。

それから、私は、以前から、学校、また病院、すなわち公共的な施設の方から排出されております生ごみの堆肥化というのですか、ぜひそういうものを進めてもらいたいというのはもう何年も前からお願いをし、議論をさせていただきました。その中では、生ごみは焼却をしますよということで、検討の余地はないのだというような状況の中でご答弁もいただいて、大変残念に思っていたところなのです。

けれども、またまたこういうふうには焼却場がなくなってきているという状況の中で、有料化とともに、こういう

堆肥化、または飼料化、肥料化というものにも取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに思います。

前任の新谷市長は、代表質問の中でも、堆肥化というのは非常に効果的だということもあるけれども、ただ、残念ながら塩素が含まれているので、そこら辺を解決しなければならないという答弁もいただいております。

しかし、各自治体は、今いろいろな状況の中で、ごみ減量化を図っていくために、堆肥化も各地の自治体でもって進めています。当然、塩素の問題というのはクリアをしてきていると思うのです。そういうような状況の中で、いま一度、堆肥化の問題、飼料化の問題、それから肥料化の問題、そういうもののご意見をちょっとお伺いしたい。

○環境部長

事業系の生ごみの関係のことだと思いますけれども、最近、事業系の生ごみの処理ですが、単純に燃やすということだけではなく、堆肥化するというふうなことのほかに、新たにメタン発酵で処理をするとか、あるいは、これはマイカル小樽でやっていますが、炭化をするとか、そういったふうな状況にはなっております。

ただ、堆肥化した場合の塩素の関係については、これは古い施設のことかもしれませんけれども、実は、ここら辺あたりはなかなか難しいのはまだ依然として残っているようではあります。

ただ、食品リサイクル法という法律もできて、事業系の、特に生産工程から出る部分の生ごみ、そういったものについては、一定部分はリサイクルしなければならないという法律の枠組みもできましたので、そういった対応がこれからは具体的に必要になってくるという意味では、従前の単純に焼却するのだという状況は変わってきているという認識でございます。

もう一つは、そういったようなことでもありますので、特に事業系の、生ごみに限られないことですけれども、とりわけ生ごみはかなりの部分があります。これからはそういった新しい法律の枠組みがあって、民間によるそういったような処理体制が何とかとれないかというふうなことから、これもちょっと今回の議会でお答えしておりますが、民間にそういった対応の動きも出てきております。

ただ、問題は、その施設を立地する場所の関係で、付近住民との関係だとか、なかなか難しいという形の中で、そのあたりの土台というか、それを受け入れる土地利用の関係の部分で我々行政の分野でやって、そこにうまくと。これは札幌市でやっていることですけれども、札幌市ではそれをリサイクル団地というふうな言い方でやっていますが、そういったものに近似したものを何とかするようなことで、うまく民間のそういったものを導入する中で対応できないのか。

そんなようなことも含めて、これから新年度の一つの研究課題といえますか、そういったことで市長からの指示も若干ございますので、やってみたいと。先ほど言いましたように、従前の生ごみは単純に燃やすという発想からは、やはり転換しなければならない、そういう認識は、現在の段階できちっと持っているということでございます。

○見楚谷委員

ちなみに、学校給食の残量をちょっと調べていただきましたら、平成10年度で73トン、それから11年度で70トン、12年度で68トンというふうに、これは学校給食の部分ですけれども、これだけの量が出ております。

病院の給食の方はどうですか。残飯と言ったらあれでしょうけれども、わかったらちょっと教えてください。

○（樽病）医事課長

市立小樽病院の病院給食の残滓の量でございますけれども、平成9年度、それから平成10年度、平成11年度、概数でございますが、9年度は年間80トン、それから、10年度が年間87トン、11年度が年間80トン、こういう数字になっております。

○（二病）事務局次長

第二病院の方は、10年度、11年度は大体50トンです。それから、12年度は3月までの推計ですけれども、約45トンぐらいになるかというふうに押さえています。

○見楚谷委員

今、確認しますと、もったいないなという気もするのですけれども、やはり依然として給食の残量というのが多いわけであります。

先日の道新にも出ていましたけれども、非常に宴会等などでもそういう食物が残飯として残って廃棄されているという状況もありますので、ぜひ、部長、そういう状況の中でもって、堆肥化だけではないですけれども、要するに再資源化というようなことでもって大いに検討していただきたいなというふうに思います。

それと、ごみの最後なのですけれども、分別収集について伺いをいたします。

これは、ごみの減量化という形の中で進められるのかなというふうに思いますけれども、大体、全世帯の約4割に当たる7,000世帯から、今度は分別収集がかかりますということになっております。この中で、ごみの減量化とつながって、どんなような減量化がなされるのか、具体的にお知らせしてください。

○環境部長

新年度から、分別収集の月2回収集地域を現行の1万2,000世帯から2万7,000世帯にします。1万5,000世帯を増やすわけですけれども、それによって、どの程度のごみがリサイクルに回っていくかといいますと、実は、2回目分を1回目分と同じということにしたとしても、大体、1回1世帯1キログラム前後なのです。そうすると、1キログラムに1万5,000世帯を掛けまして、それを年間12回ですから、出る分がですね。実は180トンにしかないということなのです。

それで、この180トンを含めて、先ほどもちょっと申し上げましたが、今、新年度のごみ処理の実施計画をつくる中で、リサイクル部分の実際にセンターに行く処理量の数量のはじきをやっているのですけれども、全世帯1回プラス2万7,000世帯2回、そういう形でやったとしても絶対量が1,200トン弱で、2回することによって、2回するところの1回当たりの量というのは、恐らく若干減るのではと。1掛ける2ではなく、1掛ける2が結局1.6とか7になるのではないかとということで、そうそう大きい数字にはならない。実は、その割に非常に経費が割高になるというのが原部としての悩みではございます。

○見楚谷委員

リサイクルというのは、非常に難しいことでありまして、代表質問のときにも、たしか、中島委員でしたか、留萌のお話をされて、留萌では3分の2をリサイクルしますと。そういうような状況の中で留萌のこともありました。

名古屋でも、相当に厳しい状況の中で今取り組んでいるという状況なのです、名古屋の状況がわかれば伺います。

○環境部長

余り詳しいことはわかっておりません。

ただ、去年ですか、ごみ緊急事態宣言みたいなことをして、リサイクルを含めて十何分別を、それなりの準備をしてやったようだけれども、かなり混乱をしたというテレビなどでの報道が記憶にございます。

ただ、やった結果、かなりの減量効果があったというふうには承知をしておりますけれども、恐らく、私の想像するところ、そのためにかかっている経費というのは、ちょっと想定もできないくらいの経費がかかっているのではないかなと、これは余計なことですが、実際にそうわれます。

○見楚谷委員

これは、去年の8月7日から名古屋市も始めたということです。

それと、「ごみの達人」ということで、赤塚不二夫先生がイラストをかいて、わかりやすいこれぐらいの本を全戸に配付したということです。今、これを取り寄せ中でありまして、もし来ましたらぜひ参考にさせていただきたいと思います。

名古屋市で行っているのは、今のところ10項目に分かれて分別しているということで、市は相当に力を入れてや

っているなど。条例をつくって、違反したら 1,000万円とかという話もありますので、相当に力を入れている。たばこ一つにしても、この分別というのは三つに分かれるのですね。ティッシュの箱も三つなのですね。

実は、私の娘が名古屋の方に嫁いでいまして、大変だという話でもってきていましたけれども、そういうような状況の中でやはりごみが非常に少なくなったと。確かに、違反のこともありましたので、条例改正して、1,000万円だという脅し文句みたいなものを出したみたいですが、本当に少なくなったという話をしていました。

今、名古屋でもって一番頭を抱えているのはこういうことなのです。焼却場の稼働日数が足りないのです。そういうところまで追い込まれてきている。これが理想ですよ。ごみの量を少なくして燃やしてと。ただ、名古屋の方で一番困っているのは、今言ったように少なくなったおかげで、発電をして電気を売っていて、そういうことでもって焼却場の建設費を返済していたのですが、それができなくなったので非常に大問題だということになって、テレビなんかでも相当にやっているみたいです。

そういう状況にはなかなかならないと思いますけれども、やはり、ごみの減量というのは、分別収集の仕組みがあること、先ほど言いましたように有料化をすること、それと資源化、再使用をすること、これがやはり大きな、
（発言する者あり）

いやいや、有料化も必要なのですよ。そういう状況の中でやるのが、ごみを大きく減量させる大きなもとではないかなと思うのです。

そういう状況の中で、今、部長の方からもいろいろとご答弁をいただいて、少し先が見えてきたのかな、明かりが見えてきたのかなというふうに思いますので、ぜひごみの減量化について大いに庁内で検討しやっていただきたいというふうに思います。

○環境部長

去年の新しい法律の循環型社会形成基本法というのがありますから、資源になるものはリサイクルするという基本は押さえたいと思います。

ただ、先ほど私は名古屋のときにちょっと申し上げましたけれども、実務を担当する側として見れば、そういうことと同時に、経費がどの程度ということを決して無視できないわけです。名古屋の場合であれば、焼却炉をつくってしまったものですからそういう状況になるかと思いますが、そういったことを織り込み済みで焼却場というものを極力小さくしたいというふうには思うのです。

そうしたときに、トータルにリサイクルの関係にお金をかけたものと、ある程度小さくした焼却場のトータル経費と、乱暴に言う、これは余りよくないことを承知で言うのですが、一括焼却処理をすることにして建てた方が経費的には割安になるという要素というのはあるのです。そのあたりの兼ね合いをどこでつけるかというのが、この間の代表質問に対する市長の答弁の中にも、割高になる経費との関係などをうまく勘案してという一くだりなのです。市の財政ということからすると、当然、そういったことも考えなければならない。余りに分別して、カロリーが少なくなると、灯油なんかで追いかきをしなければならないという状況になるとすると、それは、ある意味では塩ビを燃やすのと同じことになるのか、そんなようなこともあるのです。そういう意味では非常に難しい要素を持っています。

基本は基本として押さえてはいるのですけれども、率直に言って札幌はああいう形でその他プラなどというものも収集を始めたのですが、まず、収集経費がそのたびごとに重なって多くなっていくのにもう悲鳴を上げているというような実態です。その辺は、全体のことをにらみながら、経費負担のこともしっかり頭に置きながら原部としてはやらなければならないかなと。基本は基本として押さえるのですけれども、そういう実態もあるということもぜひご理解をいただきたいなと思います。

○見楚谷委員

今、部長が最後におっしゃられましたので、やめようと思ったのですが、それは行政の方が、市民の側ならわか

りますよ。ごみをリサイクルするなり、再資源化するという考えは、ごみを少なくするというほかに、社会勉強も一つあるわけですよ。例えば学校の残飯を再資源化するというのは、当然、子供たちに見せながらやっていく、これは教育課程の一つですね。そういうことで、やはり物を大事にすることから始まっていくわけです。そういうことも考えて、多少のお金は仕方がないという部分でやっていってもらわないと、ごみの問題というのは解決しないのではないかというふうに私は思います。終わります。

○委員長

それでは、自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時42分

再開 午後 4 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党、中島委員。

○中島委員

保育所の待機児童解消について

ここにたどりつくのは大変でしたけれども、代表質問に関連して質問させていただきます。

最初に、保育所問題で、待機児童の関係で話をさせていただきます。

市長答弁では、保育所の入所枠を新年度は35名拡大する、こういうお答えでした。それでは、12年度の入所数は何人で、13年度は何人なのかということを確認したいと思います。

○（福祉）児童家庭課長

12年4月1日現在での定員は1,405人、13年4月1日では、ただいま新光保育園で増築の工事が完了したのですが、登記等の事務手続が遅れていまして、それについてまだ定員の変更はしておりませんが、それが3月中にできるだろうという前提で1,440人、ということで35名の拡大になるということになっています。

○中島委員

私は、最初、35人増えるというのだから、77人の待機児童の半分が解消できるのだというふうに思っていたけれども、実は、今日、皆さんのお手元に、共産党要求資料で保育所入所児童数及び待機児童数調べをお渡ししました。これをよく見ますと、2月1日時点で、左枠の定員の一番下を見ますと1,430名と、既に中央保育所、それから銭函保育所の入所枠を増やした分が入っています。それに対して、待機児童数が、右の一番下で78名になっているのです。このほか、今のお話でいけば、4月になったらあと10名増やして1,440名だとかうおっしゃっているわけですから、全く待機児の解消にならないというふうにはたと気がつきました。

答弁では、待機児の問題については、少子化対策として重要な位置付けをして何とか考えていくとおっしゃいましたが、この数だけでいけば、入所枠を増やした2月1日段階で78名解決していない数があるのです。あと10名増やして解決できるのですか。

○（福祉）児童家庭課長

13年2月1日ではこういう状況ですけれども、私どもは、今、新年度に向けた入所といいますか、そういう事務をやっております。その中で、13年3月1日現在で、入所児がどのくらいいるかということでやったのですが、それによると1,535人となっています。このうち、5歳児ということで卒園する子供が335人おりまして、差し引きしますと、1,200人が残るということで、3月6日現在、新規の申込みということで受付をしております、それが194人になっています。単純に、先ほど1,200が残るということで194を足すと1,394ということで、定員が

1,440人ということで想定しておりますので、それから引けば、単純にいけば6人の余裕が出る、そういう状況になるのです。

ただ、保育所については、地域別といいますか、そういうことで偏りもあるものですから、最終的には、余裕があるにもかかわらず、若干の待機が出るかなと、そういう状況にあると思います。

○中島委員

課長がおっしゃったように、数だけで計算すれば余裕あるはずだとおっしゃいますけれども、希望する保育所や利用する関係でいけば、そんなふうにははいかない場合もありますし、実際、この5年間を見たって、毎年50人から70人の待機を抱えているわけです。

そういう意味で、今おっしゃった足りない分についてはどのような検討をする予定なのですか。

○福祉部長

委員がご指摘の待機児解消につきましては、なかなか一気呵成にというわけにもいきませんけれども、市長からご答弁申し上げておりますけれども、状況を見ながら、定員増、それから枠の拡大、これについて検討していきたいというふうに考えております。

○中島委員

ぜひそのようにはからって、待機児はいない、小樽の保育所はどこでもすぐ入れる、安心して子供を預けられるという状況にしていきたいと思います。

同じように、現在のこの資料を見ますと、銭函保育所の定員数は90名になっています。右の計を見ると、90名の定員に対して75名の入所です。

これは、待機児童が78名いるときに、銭函保育所を90名に枠を広げたのに、どうして75名しか入っていないのですか。

○（福祉）児童家庭課長

確かにそういう状況になっているのですが、実は、これは1月に定員を増やしました。というのは、少子化のお金でもって銭函保育所の増築を行っておりまして、これが12月いっぱいにはできまして1月で定員を増やしたのですが、何分、時期が時期で、建物はできたけれども、保育士がいなかったという状況がございました。それについては2月に入って確保できまして、2月に入って子供を順次入れるような作業を今行っておりまして、現在では80名入って10人の待機というふうに減ってきている状況であります。

○中島委員

今の資料を見ていただくとわかるとおり、公立の合計は540名に対して520名の入所、私立計については890名の入所枠に対して1,009名、113.4%入っている、こういう状況になっています。経過を見ても、公立保育所が入所枠を超えて入れるという状況はない、こういう事態ですね。待機児童が待っているという状況の中で、公立保育所は何もやっていない。私立保育園では、自分たちは定員数を超えて子供たちを見ている、保育業務をやっているのに、公立の方は何もやっていないのではないかと、不公平だ、こういう職員の意見も聞かれています。

福祉部長は、公立保育所の枠内入所、定員増を検討したいとおっしゃっていますけれども、540名全体の1割定員増になれば54人ということになります。私は、これが一番いい方法だとは別に考えていません。けれども、待機児を解消していくときの弾力的な方法として、十分、検討する価値のある中身ではないかというふうに考えております。

子供は、結局、少子化ということで少なくなるのだから保育需要は非常に不安定だ、人件費はかけられない、こういうふうにして今までの待機児の解消に対しても見て見ぬふりをして実際の対応をしてこなかったのではないかと、こういうふうに思うのですけれども、どうですか。

○福祉部長

見て見ぬふりということではございませんで、銭函保育所の待機児解消の際にも、関係団体に申し上げているところでございますし、市長からのご答弁にもありますように、今後とも枠外保育の実施について関係団体と話し合っ
てまいりたい、このように考えております。

○中島委員

子供は確かに少なくなっているのです。けれども、とにかく景気が悪くて生活できない、それでお母さんが働く率が非常に高まっているのも確かです。そのために、保育所の入所希望というのはむしろ増えてきているというのが実態です。

そういう意味では、エンゼルプラン、これにつきましても、待機児童の解消については、保育需要により定員の見直しや増改築などを検討し、解消に努めるというふうに書いてあります。この中身が本当に実行されてきたのかどうかということに関しては、少なくともこの5年間、入所枠をほとんど増やさなかった、こういう経過があるわけですね。今年度の目覚ましい中身は、少子化対策臨時特例交付金があったということで、このお金のはずみがこういう形になったのではないかと私は思っていますけれども、待機児童の問題は社会問題だというふうを考えなければならないと思うのです。小樽のような高齢化の高いところで、少子化も著しく進行しているところで、本気になって改善に取り組んでほしいと思います。

子育て支援センターについて

次に、子育て支援センターの問題ですけれども、子育て支援センターの資料要求に対して、事業実施要綱をいただきました。このほかにも、広報に載った文章やスケジュール表も見ていただきましたけれども、ちょっとわからないところがあります。

一つは、この子育て支援センターは、小樽市の奥沢保育所が実施施設というふうになっているのですけれども、これは、奥沢保育所の仕事の一部だという中身なのでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

あくまでも、保育所の特別保育事業の一つということの位置付けで、たまたま特別保育事業の一つの名前として子育て支援センター事業というものがあるものですから、ちょっとややこしいのですけれども、あくまでも奥沢保育所の事業として行う事業でございます。

○中島委員

同じように、事業の内容について、（３）の特別保育事業等の積極的実施と書いてありますが、この特別保育事業というのは、私は、一時保育だとか、障害児保育だとか、休日保育だと思ったのですけれども、そういうことを子育て支援センターが進めるといのは何か納得がいかないなと思うのです。

この中身は何を指しているのですか。

○（福祉）児童家庭課長

今ほど、これは奥沢保育所の事業ですとお答えしたものですから、要するに、奥沢保育所が取り組む特別保育事業ということで、その中で今回想定しているのは、地域のお年寄りと交流をする、そういうような事業を今考えておりまして、触れ合いといいますか、そういう事業を検討しているところでございます。

○中島委員

スケジュール表の中では、週間活動表や市の広報の中で1コース4回というふうに書いてありました。1コース4回というのは、お母さんや子供さんが子育て支援センターを利用して、4回利用したら修了ということですか。

○（福祉）児童家庭課長

2月の広報に、「子育ての輪を広げよう」ということで、子育て支援センターのお知らせを1ページ半くらいにわたって掲載してあります。その中にも、親子で遊ぼうとか、仲間と一緒にとか、すくすくひよこクラブとか、いろいろな事業が載っております。

私どもが考えているのは、今回、4月号のお知らせで、親子で遊ぼうという部分の募集をする予定ですが、ここで終わったのが、例えば仲間と一緒にというようなコースに進むとか、そういうことを考えておりますので、4回で終わるのではなくて、それぞれ進級すると言ったらおかしいですが、そういう形で1年ぐらいをめどに支援をしていきたいというふうに考えております。

○中島委員

それでは、どのくらい的人数のお子さんが利用できる形になるのでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

今回、4月に親子で遊ぼうということで募集するのは、15組の親子ということで募集を予定しております。建物自体が125平米前後の建物ですので、その中にトイレとか玄関とか全部ついている、さほど広い施設ではございません。それで、何人となれば、1回に最大十五、六組ですから30人ぐらいがいいところかなというふうに思っています。

ただ、いろいろな事業を日がわりで行いますので、トータルで言えば結構な人数になるのかなというふうには思っております。

○中島委員

1週間の事業計画を見ましたけれども、1回のコースに入る方が15組の親子、子供さんが15人、お母さんが15人です。そして、4回ぐらい来て修了という形になれば、地域で子供と2人っきりで、いわゆる育児ブルーになっているお母さん方を助けるための子育て支援センターとしては、いつでも気軽に利用できる、子供とお母さんの交流の場になれるという目的からいって、ちょっと足りないのではないかなという気がします。

そういう意味では、規模的にはもっともっと検討しなければならない中身だということは当初から言っていましたけれども、やはりかなり縮小した中身かな、そういう懸念がされます。

ただ、今回、このエンゼルプランでは、2010年までに子育て支援センター1カ所が目的になっていましたね。今言ったような中身の子育て支援センターを1カ所つくって、目的を達成したということで、今後の計画はないというふうを考えなければならないのでしょうか。

○福祉部長

現在のところ、計画はございませんけれども、奥沢の様子なり、今後、よく見ていきたいと思えます。

○中島委員

私たちは、会派視察で川崎に行ったときに、子育て支援センターが非常に好評だ、そして、地域ごとにつくってきたいという担当者の話を聞いて、これから子育て支援事業というのはかなり大きなウエートを占めていくだろうと思ってました。小樽は、早々に今回1カ所つくったということは大変歓迎したいのですが、やはり、地域のお母さんの要望にこたえて拡大していくということをぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

それから、場所的には奥沢保育園の園庭を利用して拡大してやったということですから、もう少し利用しやすい中心部にもっと広いセンターをつくるというのが基本だと思うのです。そういう点で、今後、空き教室利用などを含めて積極的な検討をしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○福祉部長

つくるといことになれば、空き教室というのも選択肢というのですか、考え方の一つかというふうに思いますけれども、繰り返しになりますが、先ほどご答弁を申し上げましたように、いずれにしても現在のところ計画はございません。今後、よく奥沢の支援センターの推移をよく見たいというふうに考えております。

○中島委員

延長保育について

それでは、延長保育の方ですが、これについては実施要綱の中身はまだ示すことができないということで

詳細なことがわかっていません。

それで、何点が聞きたいと思うのですけれども、延長保育というのは、働くお母さん方の時間延長の都合に合わせる保育時間の延長ですから、見通しがきかない部分もあると思うのですが、当日でも延長保育が必要なときは利用できるのかどうか、料金と食事についてはどのような結果になったのか、保育士を増やすという形になるのかどうか、この点についてお答えください。

○（福祉）児童家庭課長

延長保育の基本といいますか、それについては、当然、だれでも延長保育で預けるということではなくて、勤務時間が遅くなって子供を迎えに行けない、勤務場所が遠くて迎えに行くのに時間がかかる、そういう理由があって初めて延長保育の申込みをしますし、延長保育をするということになります。

ただ、仕事の状況によっては、突然、今日は残業になるとか、いろいろなことがありますので、その日に延長保育になるというふうなことがあるとは想定はしております。

それから、料金ですけれども、これから規則とかいろいろなことで決めていくのですが、他市町村のものも参考にしながらいろいろ検討しております。1回 150円で、月に全部預けると25回で 3,000円を超えるのですけれども、最高額ということで1カ月 3,000円、そういうふうなことで想定はしております。

それから、食費ですけれども、当然、時間が遅くなるものですから、間食といいますか、おやつといいますか、そういう程度は用意して提供する、そういうふう考えております。

それで、保育士は増やすのかということなのですが、当然、それに伴って業務が増えるわけですから、その業務に相当する保育士については増やしていかなければだめだということで、今いろいろ検討をしている最中でございます。

○中島委員

私の代表質問でも、市内2カ所でやったということにしないで、働くお母さんの必要性に応じてすべての保育園で実施してほしいというふうに申し上げました。実施は今年初めてですから、その状況を見てというお話でしたので、経過を見て、どこの保育所でも利用できるような中身にぜひ拡大してほしいと思っています。

障害児保育の問題について

障害児保育の問題についてお聞きしますけれども、資料をとっていただきました。障害児保育の実施状況、平成7年から平成12年、小樽中央保育所の入所児童の状況、人数です。あとは、障害の内容について資料をいただきました。

小樽の中央保育所1カ所で実施ということですが、ここで障害児保育を開始したのはいつからで、何年たっていますか。

○（福祉）児童家庭課長

昭和57年からで、今年で19年になるところです。

○中島委員

この実施状況を見ますと、1人、2人で、最高6人というのが平成9年度だけありますけれども、いつも人数が6人の定員には満たない状況になっているようです。6人定員に対して入所数が少ないと私は思いますが、これはどういう理由だというふうにお考えになっているのですか。

○（福祉）児童家庭課長

確かに、6人の定員になったのが平成9年の1回だけであります。これについては、普通の子供と言うとおかしいのですが、それと同じように、保育に欠けるということで、当然、お父さんやお母さんなど保護者の方が勤めているとか、そういう要件でなければ保育所に入る要件がございませんので、そういう状況があるものですから、こういう人数かなというふうに思っています。

○中島委員

障害児保育事業の要件というのがありますね。この要件についてお示してください。

○（福祉）児童家庭課長

要件といたしますか、要綱ということで国なり小樽市で定めております。

国においては、当然、保育に欠ける障害児で、集団保育が可能で、日々通所ができ、特別児童扶養手当の支給対象障害児であることというふうになっています。

小樽市においては、保育に欠けることで、保護者が送迎できる通園可能な者で、障害の程度が軽く集団保育になじむ者というふうになっております。

○中島委員

小樽市で、今、特別児童扶養手当の支給対象の子供たちは何人いますか。

○（福祉）児童家庭課長

私どもは、平成13年2月現在で、対象というか、それは二十歳未満ということですので、そういう人数が何人いるかということを調べましたけれども、それは215人というふうになっております。

○中島委員

そのうち、保育所利用対象者は何人になるのでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

当然5歳未満ということになりますので、31人かなというふうに思っております。

○中島委員

実際には、保育所利用対象になる特別児童扶養手当をもらっているお子さんは31人いらっしゃいます。私が調べた範囲でも、北見、帯広、札幌、それぞれすべての保育所が障害児を受け入れているということで、44人、24人、77人と、実際に受けているわけです。ですから、小樽だけ3人とか2人しかいないという実情はないと思うんですね。

新赤岩保育所が来年度からできる、そういうことでご報告がありましたし、予算もついていますけれども、そこで障害児保育を検討したのかどうかということについては、福祉部長の方からご答弁がありましたが、ここにつくる、つぐらないの検討は具体的にしたのですか。

○（福祉）児童家庭課長

代表質問で市長の方からご答弁してありますけれども、定員が6人に対して、今現在3人しか入っていないという状況です。要するに、赤岩につくる、つぐらないではなくて、そういう状況なので当分の間は大丈夫だろうということで、そういう検討しかしておりませんので、直接、赤岩に対してつくるか、つぐらないかという検討はしてありません。

○中島委員

障害児を受け入れるときの施設というのは何か特別な要件が必要なのですか。

○（福祉）児童家庭課長

私も詳しい専門家ではないので知らないのですが、基本的には、平屋建てでバリアフリーといたしますか、段差がない、そういうような状況であれば、例えば中で車いすも使えますし、今現在つくっている、考えている施設であれば、施設としては大丈夫かなというふうに思っております。

○中島委員

それでは、新赤岩保育所が来年開設するまでの間に、手続上の制限や制約でできないという条件はあるのですか。

○（福祉）児童家庭課長

特に、そういう制度的なものといいますか、そういうことではないのではないかなというふうには思っております。

○中島委員

それでは、どうして障害児保育の枠を広げないのですか。需要が満たされていると児童家庭課長はおっしゃいますけれども、小樽市のこのエンゼルプランの中には、ちゃんと書いてありますよ。

平成20年度末までに障害児保育3カ所、この中には、需要が満たしていればやらないとは書いていないのです。3カ所と書いた経過があると思うのですよ。これは、特に必要性があるなしではなくて、3カ所にする、産休明け保育は15カ所にする、こういう目標値を持っているわけです。

それに対して、こうした新しい保育所をつくるときに、今6人枠のところに3人しか入っていないくて、大した必要もないから検討しなかったと。それは、こういう小樽市のエンゼルプランを推進する立場と矛盾しているではないですか。いかがですか。

○福祉部長

市長からご答弁申し上げておりますけれども、集団保育の可能な障害児保育の拡大につきましては、入所希望等を見極めながら検討していきたいというふうにご答弁申し上げているところでございますので、そういう点でご理解をいただきたいと思います。

○中島委員

それでは、今、障害児保育の希望は全くないのですか。

○（福祉）児童家庭課長

確かに、今、中島議員が言われる話であれば、私どもは、平成12年度といいますが、その中で肢体不自由児訓練室に通っている重度の子供さんでそういう希望がございました。

ただ、私どもは、先ほどご答弁しましたように、受入れについては集団保育になじむ中・軽度の者というふうにしておりますので、そういう状況では今回は受入れは困難だということでお断りをしておりまして、しかし、そういうことでいいのかということがあるものですから、今、肢体不自由児訓練室では、保育所と交流保育ということを1週間に2回ほどしておりまして、そういうところに通って、保育所には体験といいますか、そういうことをしておる状況でございます。

○中島委員

障害児保育は、19年間、1カ所も増やさないでこれまで経過してきた、こういうことですね。その背景には、人手がかかる、人件費がかかる、そういう思いがあったのではないですか。お金がかかることはやらない、そういうことにはならないと私は思うのです。

ここに示しましたけれども、平成10年に小樽市障害者計画を立ててありますね、この中に、障害者の皆さんと健常者の皆さんと一緒に暮らすのだと。同じバリアフリー、心のバリアフリー、施設のバリアフリーをつくるのだと書いてありますよ。

けれども、今おっしゃったように障害のあるお子さんは受け入れないと。こういうバリアフリーどころではないではないですか。

私は、いつも、市長それから理事者の皆さんが、近隣市町村の実情を見て検討していきます、こういうふうにおっしゃるので、せめて近隣市町村並みのことはおやりになるのだ、このように思っていました。でも、今回、保育行政を改めて見たら、近隣市町村並みどころではないです。大変な遅れだということがよくわかりました。とりわけ障害児保育の問題については、20年間の空白期間があるのです。全くやらないとはおっしゃっていません。肢体不自由児の皆さんの希望も受けて、ケース・バイ・ケースで検討するとおっしゃっています。

けれども、これは行政が進めなかったら解決しない中身ではないかと思うのです。私は、行政が先頭に立ってこの20年間の問題を解決してほしい。どこの保育所でも受け入れてほしいけれども、重度から始めるとは言いません。必要のあるところから、軽度あるいは中等度、通える障害児の皆さんが、特別な枠がなければ受け入れてほしい、

そこから出発できると思うのです。障害者計画、それからエンゼルプラン、これは市の理事者の皆さんがおつくりになったものなので、ぜひともこれに合わせて進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○福祉部長

繰り返しになりますけれども、現在、集団保育の可能な障害児保育の拡大というのは検討していきたいということでございます。

それから、今、委員から重度のことについて触れられましたけれども、他市の実施状況をよく調べてみたい、そういうふうを考えてございます。

○中島委員

障害児保育の最後になりますけれども、私の方から、現状のことを他市町村にいろいろ聞いてみました。保育を担当している方のお話では、小さいときから障害のあるお子さんと一緒に暮らすことに何の矛盾もない、いい保育ができる、障害のあるお子さんと暮らすこと自体が健常児の皆さんにとってもプラスだというふうにおっしゃっていました。そして、障害者保育をやるからといって、初めから保育士の体制を厚くするという必要はないと言うのです。受け入れるという条件をつくって出発してから、その子その子の状況に合わせて、この子なら集団の中でやっていける、この子の場合にはもう少し手が欲しい、そういうことを検討しながら人の配置も後からついていけると言うのです。

そういう経験だとか、それから、中身を積み重ねている市町村があるわけですから、今おっしゃったように他市町村の実態もよく勉強していただいて、小樽にも取り入れてほしいと思います。

不法投棄対策について

最後に、私は家電リサイクルのことで質問いたしましたけれども、不法投棄のことで対策費用が92万円というふうにお聞きしました。

不法投棄そのものに対する予算は、昨年在 200万円でした、今年は 420万円と倍額になっています。そういう意味では、かなり取組を強める意向なのだろうかなと思ったのですが、この倍額になった 420万円の取組の中身についてお知らせください。

○（環境）環境課長

ただいまの不法投棄の予算の内訳でございますけれども、一応、家電リサイクル法が今年の4月から施行になるということで、不法投棄に対しまして、ちょっと増えるといいますが、そういう懸念がされるところでございます。

そこで、新年度に向けましては、監視パトロールの強化ということで、4月の途中から11月末ぐらいまででございますけれども、約8カ月間でございますが、嘱託職員2名を、これは週3日の勤務でございますが、一応、監視パトロールということでの雇用を考えてございます。

ただ、雇用の関係でございますが、単にパトロールをするのではなくて、実際に不法排出者といいますが、言えれば責任の所在を明確にしていて、できるだけそういうことを明確にした中で処理をしていくということで考えてございます。

それで、420万円の大きな内訳としましては、監視業務が220万円、それから処理業務が200万円でございます。

○中島委員

リサイクル対策というこの92万円の方は、具体的にどういう形になるのですか。

○（環境）廃棄物対策課長

廃家電のリサイクルの関係の92万円の内訳でございますけれども、実際には、不法投棄がされるだろうということでの予算措置でございまして、再商品化等料金などで47万円、それから、それに伴う収集運搬が出てきますので、それが45万円となっております。

○中島委員

新しい法律ができて不法投棄が増えるのではないかと心配するのも非常に矛盾した中身だなと私は思うのですけれども、それにしてもこの額で対応できるのだろうか。額そのものは倍額になっていますが、リサイクル等の関係でいけば本気でやる気があるのだろうかという額に見えるのですけれども、どうですか。

○（環境）廃棄物対策課長

今、不法投棄が増えた場合に、これでは足りないのではないかとということでございます。実際に、予算の中では、一番高い冷蔵庫の再商品化と料金が大体計算したものでありまして、１００台分位と。それ以上に増えた場合のことなのですけれども、これはまた予算の話になりますけれども、環境部の中での調整、場合によっては財政当局に相談しなければならないということになると思います。

○中島委員

家電リサイクルの運搬料やリサイクル料金そのものを市民負担で出す、こういう法律のあり方そのものが不法投棄の心配を引き起こしているわけですね。実際に、こういう国の不十分な法律のしわ寄せとして、自治体の出費がふえるというのは納得がいかない中身だと思うのです。

国に対して、この法律実施の必要経費だと言って、不法投棄分を請求してはいかがですか。

○（環境）廃棄物対策課長

確かに、不法投棄による費用を自治体が負担しなければならないということなのですけれども、不法投棄された廃家電の費用につきましては、全国市長会、それから小樽市が加盟しております北海道地区家電リサイクル法関係者協議会、これは、北海道地区適正処理困難指定廃棄物協議会というのがございまして、家電リサイクル法の施行に当たりまして設置されたわけでございますけれども、ここで、全国都市清掃連絡会議を通じまして、不法投棄された場合、市町村で収集することとなるが、この場合の再商品化については、関係業界からの支援を行われたいという旨の要望をもう既にしております。

○環境部長

ちょっと補足させていただきますけれども、国の方の関係です。

先ほど説明しましたパトロール経費関係ですが、これは補助事業対象になりまして、今回についても、国庫補助として、それを歳入に見込んでいるという意味では、国もある程度負担をしていただいているというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○中島委員

先ほど見楚谷議員もリサイクル分別収集の２回実施地域を増やしたことについて質問しておりましたけれども、そういう意味では、小樽の世帯数は今６万世帯ちょっとですか。それに対して今のところは２万７,０００世帯ということで、本来なら、ごみを減らすという観点からいけば、多くのところで実施したいというのが本当だと思うのです。

これは、やはり全世帯を月２回ぐらいやろうと思ったら、私の質問に対して、今、リサイクル施設としての仕事量では無理だ、このようにおっしゃいました。それでは、もし実施するとしたら、新しいリサイクル施設をつくらなければならないと思うのですけれども、ここら辺の計画についてはいかがですか。

○環境部長

新しいリサイクル施設ですけれども、広域で進めようとしています施設整備の中に、破碎処理施設とともに一体的に整備するということの基本的な方向付けをしておりますので、単に、今やっている容器包装廃棄物だけに限らないリサイクルというふうな、さっき見楚谷委員に言ったような趣旨も含めて検討するというふうなことにしている関係で、リサイクルセンターだけ、あるいはリサイクルプラザだけを別途個別に建てるというふうなことでは今のところ考えておりません。

○中島委員

桃内の最終処分場の中に破砕施設とリサイクルプラザ、それから焼却施設もつくるということは当初計画として聞いております。でも、広域対象でやるというふうになっているのは焼却施設だけですね。破砕施設もリサイクルプラザも、これは小樽市の単独の事業だとおっしゃっていました。これは、もう早く進めて、何でも先にすることはないのではないですか。ごみを減らすためのリサイクルということでは、どんどん先に進めていい中身だと思うのですけれども、広域と同じように、やっぱり歩調を合わせて先送りしなければならない中身なのではないでしょうか。

○環境部長

そのあたりは、具体的にはこれから検討になるのですけれども、できた後の維持管理経費のこと等、あるいはお互いのごみのやりとりの関係を含めて、実は、一つの建物の中に、最近そういう傾向の施設をあちこちで見えておりまして、この間、議員も一緒に行った本庄市の施設もそうでしたが、基本的にはああいうふうなことで今やろうかなというふうなことも一つ視野に入っております。ですから、個別の建物をそれぞれ建てるというふうなことになると、処理の効率性ということも出てくると思うのです。

まだ未確定ですけれども、そういう状況があるので、それだけを先にやるという状況にはまだなっていないということでご理解ください。

○中島委員

私も、ごみの問題は、発生源からごみを少なくすることが一番の基本だと思います。小樽市は、昨年からビニール袋の実際の使用を開始して、リサイクルを一部始めてから非常にごみが減った、このように評価しております。

私どもも水俣のお話もさせていただきましたし、見楚谷委員も名古屋の実績をお話ししましたけれども、分別収集して資源として生かす、そういう形で市民の協力を得ながら進めていくのが基本ではないかと思うのです。

そういう意味では、有料化をしてごみを減らすというのは、あるごみをお金をかけることによって遠慮するというような感じなのです。出すのを遠慮する。結局、どこに行くかということ、山の中に行く。こういうことに結びつく可能性が高いわけですから、ごみの有料化で減らすというよりは、資源再利用、あるいは分別を進めて、みんなの理解の中でごみそのものを減らしていくというのが本当の筋ではないかと私は思いますから、ごみの有料化には反対です。

そういう立場で、ごみのリサイクルを進めるための積極的な施策をもう一步も、もう二歩も進めなければならないと思っています。

ごみ埋立処分手数料の改定について

最後に、議案第35号に関してお聞きしますけれども、2と3については了解いたしますが、の小規模排出事業者にかかわるごみ埋立処分手数料の改定、これについて若干説明してください。

○（環境）管理課長

ただいまのごみ袋の関係でございますけれども、その処理料の算定といたしましては、ごみの処理原価をもとに割り出してございます。ごみ処理原価としましては、40リットル袋は12円92銭、20リットル袋は、この半分の6円46銭ということで計算してございまして、これにそれぞれ袋の製作費を加えてございます。加えた数字に、端数処理といいますか、切り捨てて設定をしております。

この袋の製作費ですが、20リットルの袋は単純に40リットルの袋の2分の1というふうにはなりませんので、今現在、40リットルは20円でございますが、20リットルの袋をつくる際は15円ということになるところでございます。

○中島委員

数だけでいけば、40リットルの袋が20円なのに、20リットルの袋が15円なのは納得できないと普通の方はおっしゃるのではないかと思いますけれども、経過説明を受けましたので了解いたしました。

私の分の質問はおしまいです。

○委員長

時間がもう過ぎていますが、副委員長、協力に。

（「協力は何ぼでもするけれども、市長がお見えになっているから、どうするの。

私は、市長の出席要求はしていないから。いいのですか、私が質問して。構わ

ないと言うのならいいですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

まだやるのですか。

（「やりますよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

次回にして、共産党の質疑の時間はこれで。

（「さっきのやりとりまで否定されているのでないの」と呼ぶ者あり）

北野委員。

○北野委員

ごみ処理焼却炉の広域連合問題について

ごみ処理焼却炉の広域連合の問題で、若干、伺います。

これまで、広域連合でやったら小樽の議会のチェックが行き届かないという我々の指摘に対して、そんなことはない、厚生常任委員会等に報告しているというふうにおっしゃいますが、具体的に、いついつの厚生常任委員会という報告をしましたか。あるいは、資料の提出がされているのであれば、それをお示しください。

○（環境）金田副参事

手持ちの資料はちょっとあれなのですが、8月30日開催の厚生常任委員会、それから9月25日の厚生常任委員会。

○北野委員

9月25日というのは何を報告しているのですか。

○（環境）金田副参事

申しわけございません。

8月30日の厚生常任委員会では、推進協議会の設置、広域連合の設置、それから業者選定の全都清委託業務の概要、4番目として桃内町会の協議経過、それから、提出資料としましては、業務日程と、それからごみの広域共同処理に関する確認書でございます。

それから、9月25日は、厚生常任委員会を開催してございますけれども、私どもの方から報告事項はしてございません。ただ、委員の方から2人の委員の方から広域連合に関してのご質問を受けてございます。

それから、次に、11月24日の厚生常任委員会ですけれども、桃内町会の協議経過、それから、2番目といたしまして、事業計画、着工年度の変更、それから、提出資料としましては、ごみ広域処理事業計画の変更スケジュールについてご報告してございます。

それから、12月15日でございますけれども、第4回定例会の厚生常任委員会の中では、全都清委託のコンサル選定経過、これについてご報告をしてございます。

提出資料としては、プロポーザル日程表、プロポーザル評価基準、評価委員名簿、プロポーザル参加コンサルタント名、それから、コンサルから提案を受ける内容等、以上でございます。

○北野委員

今報告がありましたけれども、我々が記録を見たら、昨年の6月30日の厚生常任委員会、それから8月30日の厚

生常任委員会、あなた方が進んで報告したのは2回しかないよ。後は、質問に答えているだけですからね。

それから、今回、この分厚い資料を出していただきました。関係ない資料もありますけれども、先日来、問題になっていることにもかかわって伺いますが、資料に番号を打っていないから、どういうふうに言ったらいいのかな。

正確に言うから。「北後志広域ごみ処理施設計画等調査業務委託」、ここで仕様書の案で1から5まで5点について、計画の作成について書かれております。それぞれそれを資料として出している。こういう中身については、一切、厚生常任委員会には報告になっていませんね。

○（環境）金田副参事

今ご指摘のものは、成果品で示されました別資料2の北後志地域広域ごみ処理施設計画等調査委託業務の仕様書案かと思えますけれども、これにつきましては、5本の計画策定業務だとか5本の仕様書がございます。

それで、この内容については、私どもが承知しているといいますが、これは全都清の内容がわからないものですから、内容がわからないというか、仕様書をコンサルタントに示す段階で私どもがつくれないものですから、全都清に仕様書の案をつくっていただいているわけですが、その内容については、厚生常任委員会の中では報告いたしてございません。

○北野委員

だから、そういう中身が大変大事なのです。それを、結局、皆さん方の言い分からいったら、広域連合を立ち上げてから施設計画の事業の予算を提案するということになるわけですね。だから、あなたの方針から言えば、説明があるように、広域連合議会は、議会選出、直接選挙でなくて、それぞれの当該市町村の議会から広域連合議員を選出する方法をとりたいと。

そうすると、選出される議員は大幅に少なくなるのです。そして、頻繁に議会をやるわけではないですからね。そうすると、ここに資料で提出された、今、金田副参事が言った五つの調査の内容については、結局、事前に全部やっておくわけでしょう。そして、正式にこれを調査委託するのは、広域連合を立ち上げてからでしょう。その中身は、先に全部やってしまうのか。どういうことなのですか。広域連合を立ち上げることと、それ以降の作業と、今日出された、これは決定ではないです。こういうことで委託をしたいということが書かれているのです。これをやるとすれば膨大な量ですよ。どういう関係にあるのですか。

○（環境）金田副参事

これは、例えば地元合意が早目に立ち上がった段階では、広域連合の設置と、それから、この広域連合が調査委託とかという形での発注行為だとか委託行為とかが一緒になってできるはずなのですが、ただ、今段階では、地元合意の関係を得ていないということで、その面の調査業務は停止しているわけです。

ただ、今段階では、事前準備として、厚生省なりに補助採択をするための必要書類としては早目につくる必要があるものですから、あくまでも地元合意を得た段階以降ですが、そういう意味で、今、推進協議会でこの業務をやっている、ということになっております。

○北野委員

だから、結局、私たちの目の届かないところで、私たちが一番知りたい、住民と一番どういう関係があるのかということが、その大項目というか、小さい項目が全部ここに列挙されているではないですか。これをどうするのですか。あなたの話を聞いたら、広域連合を立ち上げてからこの作業に入るのか。それとも、地元の合意が得られたら、直ちにこれをスタートさせるのですか。

○環境部長

ここに示している業務仕様規則は、今の計画で言いますと、15年着工ですから、そのための国庫補助申請のために事前にやる業務でございまして、そういう意味では、今、副参事が言ったように、地元でもし合意がいただけたとすれば、仕様書は全部、案というものがついていきますけれども、それを、最終的にもう一回業務を委託する日環

センターと詰めて、確定をさせて、それに基づいてできるだけ早い時期に取り組むということになるのかなと。

ただ、その段階では、当然、北野委員が前段におっしゃってありましたそのあたりに、協議会は全体はもちろんですけれども、小樽における小樽市議会との関係の整理というのは、一定の部分を報告するとか、そういったことでお示しするというような手続は必要になってくるものというふうに理解しています。

○北野委員

二つの点の問題があるのですよ。

一つは、桃内の住民はだめだということになったら、これにかけた金がむだになるのでしょうか。これが一つです。

それからもう一つは、仮に、あなた方の希望どおり桃内の住民が何らかの形でご協力するという事になったとしても、今の部長の答弁でも、これは、全面的に市議会に諮って、いいか、悪いかなどという意見を聞く必要がないものでしょう。報告はするけれども、我々が何と言おうと、これについては全部進めていくということでしょう。そういう関係ですね。議会の決裁をもらわなかったら、本格的な作業に入れないということではないでしょう。そういう関係でしょう。

だから、私は、広域連合でやることについては、小樽の議会は大事なことに全然タッチできないということです。副参事が先ほど8月30日の厚生常任委員会のことでみずから報告したと言っているけれども、どんな報告をしたのが読ませてもらったら、大した報告でないですよ。こういうことなんか全然触れていないのだから。流れを言っているだけです。

だから、一番肝心のごみ処理場をつくることによる環境への影響だとか、その他ここで言っている五つの資金のことも含めて、五つのことについての本格的な論議は、小樽市議会はできないのですよ。

それにもかかわらず、あなた方は、こういうことを、いわゆる連絡協議会から推進協議会、そして設置協議会で、言ってみれば、小樽市長がトップになっている二つの協議会でどんどん事を進めているのですよ。桃内の住民の同意がどうあろうと、いざというとき、桃内の住民がいいと言ったら、一斉に何もかにも、また斉藤（裕）議員からおきゅうを据えられるのではないかというくらい、うわっと一気になっているわけです。

そうしたら、小樽の市議会はどこで審議するのですか。肝心なことを何も議会に諮らないでしょう。

○環境部長

このあたりは、このお話を昨年の8月段階で議会側に説明をした経過からいろいろ指摘を受けていることでございます。

そういう意味で、今の質問ですけれども、具体的にその事業を進めるに当たっては、成果品のところにも書いてありますけれども、相当額の経費が伴います。それは、6市町村で基本的に分担をします。その小樽市分担分は、当然、予算措置をお願いしなければなりません。その段階では、その内容については、当然、説明をしなければならない。そして、その内容について理解をいただく中で、予算措置について議決をいただくというふうなことになるのかと私は考えております。

○北野委員

その原理から言えば、6市町村議会でどこか一つがだめだと言ったら、一切、事は進みませんね。

○（環境）金田副参事

規約を議会に提案する段階では、6市町村一斉の定例会になるかと思います。その段階で、事前に十分協議をしておかないと、1カ所の議会でだめだと。

○北野委員

いいや、そんなことは言っていない。一つでもつまずいたらできないでしょうということを聞いているのですよ。できないでしょう。

○環境部長

そのあたりにつきましては、昨年7月11日の最終の旧連絡協議会で、一緒になってやりましょうということの確認書を取り交わしておりますので、それは一種の紳士協定かもしれませんが、そういった中でお互いにそのためにいろいろなことを、議会あるいは地元対応も含めてやっていこうということを確認しておりますので、そういうことのないように今後も事務を進めていこうというふうに考えております。

○北野委員

私はそういうことを聞いているのではないのですよ。執行部の側は、確認書を交わして一緒に足並みをそろえてやりましょうと言うけれども、先ほど言ったように、それぞれの六つの議会、小樽は小樽市議会に諮るわけでしょう。そうしたら、6市町村のうち、どこかでだめだということになったら、全体の計画は進めないでしょうということを言っているのですよ。それは当然のことでしょう。

だから、金田さんは聞く前に本心をしゃべっているわけです。根回しと。だから、数少ない広域連合の議会を立ち上げると、あなた方は根回ししやすくなるわけさ。それぞれ紳士協定を結んで、小樽市長が号令を発して、執行機関の側がそれぞれ対応する議会に根回しして、何でも通すべということになってしまうのだよ。

そうすると、一つずつ聞く時間もないですけども、これは、例えば斉藤裕敬委員が情報公開で資料を取り寄せると。その中の一部分が、私たちが資料要求したものと重なっていて面倒くさいから、一応ごあいさつをして、斉藤（裕）さんが情報公開でやったものを全部出せと言って出てきたのがこれなのですよ。

結局、議会の側が、我々が一番知りたいと思っていることを、あなた方は、こういうものができ上がっていても、厚生常任委員会にも資料として出していないのですよ。これから本格的な作業に入っていくということはわかりますよ。けれども、この計画、例えば計画策定調査等の委託、影響評価だとか基盤整備とか、見積仕様とか整備計画とか、大事なものをこういうふうにしてこの中身で進めたいということがあるのに、一切、議会に報告していないでしょう。ちゃんと持っているのに、資料要求したら出てくるのですよ。けれども、進んでは何も言っていないでしょう。

だから、広域連合でやると住民の声が届かなくなるし、あなた方も隠しやすくなって、先ほど来、斉藤（裕）委員からいろいろなことを指摘されるけれども、そういうことが出てくるのです。

そうでなくたって、昨日、初日と議論したけれども、経済部担当のところで、1億5,000万円取るのに、納付書を何回か送っているうちにまともなものは1回しかない。でたらめきわまりない事務執行をやっているではないですか。それなのに、広域連合になって声が届かなくなったら、ますます我々のチェックがきかなくなって、あなたの方の方に緩みが出るのですよ。私どもはそのことを心配するから、当初から言っている。

時間がないですから、最後に共通している問題があるのですが、この中は、全部、桃内に想定しているでしょう、この計画書案を見れば、桃内のここに小樽市が最終処分場をつくったところの用地に、焼却炉をつくるという前提で全部やっているでしょう、計画は。書いてあるから、これはだめだということにはならぬと思うのです。そうすると、影響評価一つとっても、その周辺だけなのですよ。水質を調査するのはその流域の河川1カ所しかやらないと書いてあるのですよ。指摘すれば何ぼでもありますよ。こんな調査でいいのかとか、こういう計画でいいのかということは、幾らでも指摘できますよ。こういうことを、資料要求しなければ出してこないあなた方の姿勢が問題なのですよ。いかがですか。

○環境部長

先ほども申し上げましたけれども、この添付資料は、あくまでも、選ぶに当たってコンサル側がいわゆる標準的なものとしてつくっていただいたということで、そういうことで案というものがついているわけです。

したがって、現実に合わせて不足な部分があるということもある程度は承知をしております。そこで、先ほど言いましたように、最終的にその作業に取りかかる前に、案をとるためのいろいろな内部の点検をして最終的な案としていかなければならないと思っておりますので、その段階で議会に対する報告書の、予算を伴うという状況

もありますので、そういったようなことについては、上司とも相談してしかるべく議会説明等の処理に対応してまいりたいと思っています。

○北野委員

指摘されたから、部長はそうやって答えたけれども、それでも十分ではないですよ。1回決まったものをひっくり返すのは、予算を出したときに議会に詳しく説明するというお話だけれども、そのときはもう固まっているのです、発注はしていないけれども。そうすると、これは不十分ではないかと言ったって、どうにもならないでしょう、予算措置してしまったら。そこで予算を撤回したり増額したりしてやるなんていうふうにならないでしょう。

だから、私は、今、部長もお認めになったように、標準的なものを出してあるから、これで全部がいいというふうには思っていないというお話だから、予算を措置する前に、それぞれの計画、5本ありますから、見積書はどうかちょっとわかりませんが、それ以外のもので、ここは小樽的に補充してやりたいという項目があったら、比較してわかる資料を、でき上がり次第議会に報告していただきたい。そうでなければ、我々としてチェックのしようがないですから、全部が事後承諾になっていくのですよ、こういうやり方を続けたら。このことが一番心配だから、私は指摘をしています。

時間が大幅に済んだそうですから、これでやめますけれども、この問題については、これでとどまるものではないということだけを指摘して次回に譲ります。

○委員長

それでは、共産党の質疑を終結いたします。

○委員長

先ほど斉藤（裕）委員の質疑を中断しておりますので、環境部から答弁を求めます。

○（環境）金田副参事

先ほど、全都清に確認をいたしました。

確認の相手は、全都清の技術部栗原参事です。その確認内容について読み上げさせていただきます。

1点目ですけれども、10月10日までに6社の応諾があった。

2点目でございますけれども、その時点では、小樽市に状況などをお知らせしていた。

3番目といたしまして、栗原が文書を作成し、すぐ送ったと記憶している。

4番目としましては、文書の日付は、決裁をとる関係上、空欄にして作成し、手書きで私が記入したと思う。

全都清としては、一般的に、日付は手書きの場合もワープロの場合もあります。

5番目に、発送日を記す文書はない。

6番目に、その後、栗原が送った文書をもとに、文書の起案をするように課長に指示した。

以上でございます。

○斉藤（裕）委員

報告を受けましたけれども、私のさっきのお話ですが、詳しく言いたいですか。

全都清の担当者は栗原参事です。繰り返しになりますけれども、10月10日17時までが応諾の期限であるから、それまでは待ちました。17時ぎりぎりのものはなかった。その後、文書作成をして、12日に起案、発送をいたしました。

同じ人が違うのですね。これは一体どうなのですか。

疑わざるを得ないのですよ。なぜかというのは、これは、うちの松本（聖）議員がわずかな時間で聞いたことなのです。皆さんは、議会を中断してまで、みんな不思議に思っていたのです。電話で聞けばいい話だろうと。何日に送りましたかということです。市長、助役との打ち合わせだって、何をされたのか、何日だったかい、何日

だったかいと、そういう話ですか。

では、皆さんの説によると、10日17時、夕方の5時になってから、栗原参事は、一生懸命文書をつくって、そして、何とか送ったのだと。先ほどの環境部副参事の答弁というのは、私どもは正式に文書を受け取ったのは10月11日でございますと。物理的にあり得ますか。

さらに栗原参事はこうもおっしゃっていたそうです。私たちの正式文書で、文書を起こすときには、空欄という場合はありますと。しかし、正式な文書というのは全部ワープロを打っています。同じ人がわずか30分で、皆さんから電話をいただいたら、やっぱり考え方が変わるのかもしれないけれども、これだけ違う。同じ人なのです。ましてや、金田副参事が10月11日に受け取ったという説明にならないのではないですか。だって、連絡したのでしょう。そうしたら、10月10日には連絡が来たのでしょう。全都清の方から連絡が来た。違うのですか。

そうしたら、11日には文書が届いたのですか。

○（環境）金田副参事

10日の日には応諾があったという電話は、たしか私は聞いていると思います。

○斉藤（裕）委員

そうしたら、文書は受け取ったのでしょうか。

○（環境）金田副参事

文書は11日に受け取っています。

○斉藤（裕）委員

これは、幾らやっても、同じ人が記憶違いで、同じ人が同じことを数十分後にひっくり返ったのだから、これは後ほどじっくりやらせてもらいますから、これは横に置きます。不自然だとは思いますが、それで質問を続けます。

一番問題なのは、代表質問の原稿にも書きましたけれども、事実上、皆さんはノーチェックで仕事をやっているということです。それと、一たび広域連合が立ち上がってしまったら、小樽市議会としては、直接、物を申すことはできないということなのです。これは、今の北野発言にもあります。

それでは、現実的にどこが水際かということ、契約前までなのです。このコンサルの契約を締結してしまえば、今ここに山積みになっているおかしいこと、これは、全部、契約締結の一言で解決してしまう。だから、これは重大なことなのです。

だから、何も今やらなくてもいいのではないかと、後から予算のときにチェックすればいいのではないかと、そんな話ではない。その場面になったら、我々は、予算を認めるか認めないか、イエスかノーしかなくなってしまうのです。議論の余地なんてないのですよ。だから問題なのです。

それで、皆さんから資料をいただいたけれども、ちょっと欠落している部分があるものだから聞きますが、10月2日、3日の事務処理状況というのは、金田副参事によると郵便で来ているのです。郵送されているのです。どれとどれが郵送で、どれとどれが一緒に来たのですか。

○（環境）金田副参事

その当時、それこそいろいろな文書がどっと来ましたので、どれが郵送だとかという形は、私は全然記憶がございません。

○斉藤（裕）委員

収発件名簿にのせなくてもいいのですか。だって、重要書類でしょう。業務委託契約書も入っているのでしょうか。協議書も入っているのでしょうか。 のやつです。10月2日のものです。

○（環境）金田副参事

資料の でいきますと、着手届だとか、それと、2日の分については郵送で来ていたかと私は思います。

○斉藤（裕）委員

一括なのか、順番に来たのですか。

○（環境）金田副参事

一括でございます。

○斉藤（裕）委員

一括で、委員依頼まで全部来ていたということなのですか。そうしたら、副参事が言われていることは、事前に、かなり事前に、契約書から何から何まで全部相手にわかっていたということですよ。

そうしたら、それはお認めになりますね。それはいつなのですか、渡した日は。

○（環境）金田副参事

議員の方にも情報公開の関係で復命書が行っているかと思いますが、9月29日の復命書に記載していることで、中身については事前にかなり協議をしております。

○斉藤（裕）委員

はぐらかさないでください。

私は、協議ではなくて、実際には、皆さんはばたばた打っているのです。相手の書類の原案も打っているのですよ。それを渡した日付があるでしょうと。29日から協議して、こんなもの、3日間か4日間で全部契約書ができるのですか。できるわけがないではないですか。原本がもうそのときに届いていたのでしょうって、そうとしか、おかしいでしょう、そんなもの。

○環境部長

29日には私に対応しましたので、私からお答えしますが、9月29日までの間に、9月上旬から、契約書とか、そういった一連の事前の事務作業として打ち合わせをして、ある程度、20日過ぎぐらいに一定の成案が得られましたので、28日に市町村長会議で委託を決定しましたので、その成案を持って、29日に最終的に、お互いの、ここに、たまたま一番最初に、契約書に、業務仕様書の逐条検討協議と書いてありますけれども、突き合わせをして、契約書として、そういう意味では29日に完成をさせていただいたというふうなことで、そのほかの書類についても、基本的にそのときにお互いに突合して整理をしていた、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

具体的に、それでは、その文書や何かをやりとりした、または相手と協議をしたという形跡は皆さんの事務局の中にあるのですか。例えば、文書のひな形をつくって、協議をして、相手に出す、これはまずいとかアドバイスがある、差しかえる、いろいろなことをやりますね、修正しますね。その形跡がわかるものはあるのですか。残っているのですか。

○（環境）金田副参事

そういうものは、成案ができた段階で普通は整理いたしますので、残ってございません。

○斉藤（裕）委員

事前着工ではないかという疑惑があるのです。かなりの前に、今、答弁にもありました9月上旬から、契約前に、全都清との契約前に、ほとんどの作業が終わっているのですよ。そうでしょう。

これは、事前着工に当たりませんか。事前着工だとしたら、いいことですか、悪いことですか、契約管財課長に聞きます。

○（財政）契約管財課長

このことが事前着工なのかどうかということになりますと、私どもは詳細を承知しておりませんので、お答えすることはできないと思います。

しかし、推進協議会の契約ということで、一般的に考えますと、小樽市と地方公共団体の方式に準拠した格好で

なされていると思いますので、お互いに契約書に記名をしなければ契約そのものは確定しないということで、契約書作成以前の着工というのは一般的には認められない。ただ、何らかの理由で、これは実態ということですが、でも、契約から履行までの間が非常に短いという状態であれば、お互いにぎりぎりの準備行為をして、契約締結と同時に動くということはあるかと思います。

この件が事前着工かどうかということは、私の方ではちょっと判断いたしかねます。

○斉藤（裕）委員

6月に随契が決まっているのです。6月ですね、委託を受けたのは。そのあたりから3カ月間もあるのですよ。ぎりぎりになるわけではない。それと、先ほど答弁にあった、成案を得たのです。環境部答弁にあったのは成案なのです。普通は、契約後に、契約を見越していろいろな準備をするというのは結構ですよ。

けれども、この10月2日に出たものは、9月の頭から検討が始められ、9月20日にはもう既にほとんどできていた。しかも、その中には、一番わかりやすいものは、評価委員会の設置とその委嘱があるのです。評価委員会の設置とその委員の委嘱というのは、まさしくこの事業そのものなのですから、こんなものを契約前にやるというのは明らかに事前着工なのです。だれが考えたってそのとおりですよ。

事前着工がなぜ悪い。特に、このコンサル業務で事前着工がなぜ悪いかといいますと、世間にこういう様子だとわかることによって、公正なプロポーザルができなくなるからなのです。そんなのは当たり前の話なのです。

それと、協議の形跡がないということですよ。協議、協議と言って、いろいろな協議と、契約書の中には協議をしなければならないのです。いろいろな重要なポイントポイントで協議をしなければならない、あらかじめ協議をしなければならない、ちゃんと条文でうたっているのです。

ところが、あらかじめの協議というよりも、でき上がったものをぼんと示しただけではないですか。それは、あらかじめの協議には当たりませんよ。ましてや、小樽市においては、推進協議会という立場の皆さんが全部自分で判を押しているのです。小樽市の立場として、協議に参加した形跡などはないのです。違いますか。

○（環境）金田副参事

事前協議でございますので、推進協議会の立場で、推進協議会でやる事務を事前にいろいろな形でお話しした経過はございます。

○斉藤（裕）委員

それを、それでは、小樽市長が知ったのはいつなのですか。9月28日ということになるのですか。

○環境部長

業務の進行に合わせて、助役、市長には、それぞれ、逐次、経過報告的なことはやってございます。契約の条項、条文がいついつまでということになると、そういう話にはなりませんけれども、こういう考え方で物事を進めていくことについては、随時、私あるいは副参事から市長、助役に報告はしてございます。

○斉藤（裕）委員

それなら、市長、助役は、重要事項の事の経緯、経過を事細かにわかっていたと解釈していいですか。

○環境部長

私としては、会長である市長に、あるいは助役会議の座長である助役には報告をしたというふうに、私はそのつもりで把握しています。

○斉藤（裕）委員

田中主幹に伺いますけれども、田中主幹は余市からお越しで、それで、1市5町村との協議というのがいろいろありますね。それは、実際、どのぐらいの回数が行われましたか。節目、節目に行われたと解釈されていますか。

○（環境）田中主幹

今の委員のご質問でございますけれども、私は、6カ市町村の一部事務組合からここへ来てございますが、推進

協議会の設立の時点からこういった関係に参加しております。

先ほどのご質問の経緯でございますけれども、幹事会あるいは助役会、それから協議会、これは首長会議でございますが、そういった連絡調整を行っているというふうに理解をさせていただきます。

○齊藤（裕）委員

それなら、後ほどで結構ですから、その会議の連絡の手段と文書関係を出してください。

それで、29日、30日の例の出張です。簡単に聞きますけれども、環境部長が9月29日、30日に委員委嘱に行った、あの出張はだれの業務命令ですか。

○環境部長

決裁は助役、会議の座長たる小樽市の助役で、出張命令関係はいろいろな関係がありますので、市の出張命令で業務をして、経費を協議会、そのようにしておりましたから、そういうことです。

究極的には、業務に行ったというのは会長の命令で行ったというふうに思います。出張命令自体の決裁は助役ですけれども、会として行ったわけです。協議会の、さっきも言いましたように、29日のいろいろな関係の打ち合わせに行ったわけですから。会長の指示、命令で行ったと思いますけれども、出張命令自体の決裁は、助役の決裁で行きました。

○齊藤（裕）委員

今度は協議会として行っていたのだ。何だ、さっきの話と全然違うのではないですか。小樽市の環境部長として小樽市の事情を説明に行ったという話ではないですか。一体、どちらなのですか。

○環境部長

先ほど申し上げましたけれども、基本的には、協議会という立場で、まずさっき言いました、契約書とか何とかの全都清の関係の打ち合わせを主たる業務として参りました。そのときに、あわせて、2人の委員に地元としての説明とお願いを、協力要請という形、それを従たるということの意味です。

○齊藤（裕）委員

委員長、わかりますか、言っていることが。さっきの答弁では、私は、わざわざ小樽市の環境部長として行ったのですかと念を押したのですよ。それが、今度は、何だか話のあんばいでだんだん変わってきて、今度は、主たる、従たる、主だ、従だなどと言って、そうしたら、委員委嘱を、今度は、全都清から委員の委嘱状を出さなかったらならないのに、推進協議会の事務局長が委員委嘱に行ったのですか、そうしたら。これはおかしいのではないですか。全然、言っていることはめちゃくちゃだと思わないかな。

○市長

会長ですから、私から申し上げますけれども、こういう協議会というのは、二重人格なものですから、どっちの立場で行ったか行かないかということを分けるのは非常に難しいのですよ。ですから、出張命令は市の出張命令、経費は推進協議会と、そういう例はたくさんあります。

ですから、今回、環境部長が行ったのは、そういう両方の立場で行ったということで、ですから、協議会の細かい業務は、いろいろな打ち合わせをしていますけれども、これは協議会の業務ですね。協議会のいろいろな打ち合わせですから、それはその部分で協議会から旅費は出たのでしょうかけれども、委員さんの方へ行ったというのは環境部長の立場と、これは、私どもも上京したり何だりするといろいろな仕事をしますから、それは主たる仕事と従たる仕事は当然ありますが、そういうふうに立場としては二重の立場を持っていっているということは確かにあると思います。

○齊藤（裕）委員

その両方の、市の立場でも推進協議会の立場でも、どちらにしても、全都清に委託がされる、契約を目の前にした仕事も、その全都清の仕事の手伝いをしに、これは幾ら環境部長が言ったところで、字面に書いているのだから、

委員の依頼に行ったと書いているのだから、これはどちらの立場で行っても説明がつかないのですよ。

○市長

委員のお願いに行ったのが、部長は協力要請に行ったと言っていますから、それは当然私もそう思います。委嘱に行くはずはないと思うのですよ、その時期に。10月の2日か3日に会議をやっているわけですね。会議をやっているのに、その時点で、「これから、あなた、委員をお願いします」という話はないだろうと、常識で考えてそう思いますよ。

○斉藤（裕）委員

そうしたら、この資料は違うということだ。これは環境部の中にあったものを焼いたものですよ。それを、委員就任依頼というのを目的に書いたというのは、これはうそだったということですね。

○市長

多分、私は、その書き方が間違いだろうと思いますよ。協力要請と就任依頼というのは、委嘱要請というのですか。それはちょっと記載の間違いだろうというふうには思いますけどもね、私はですよ。

○斉藤（裕）委員

でも、そんな話にはならぬのではないですか。いいですか、市長。この資料を提出されるまで、環境部長の答弁というのは、小樽市の環境部長として儀礼的なあいさつに言ったと、それを繰り返してきたのですよ。

○市長

それ以外の仕事はまだあるでしょう。打ち合わせに行っていたでしょう。

○斉藤（裕）委員

打ち合わせとは書いています。けれども、委員就任などと言っていましたか。それまでの答弁には、委員就任依頼などという言葉は書いておりません。それは、環境部長みずからまずいことだと言っていることなのです。これは答弁です。発注者と受注者がごっちゃになるようなことをやったらだめだと言っているのは、環境部長そのものののですよ。これは、答弁を修正するか、整理してもらうしかない、こう思うのです。これはぜひやっていただきたい。

それから、小坂助役は、委員就任の話聞いたのは10月2日の直前ぐらいですか。それともずっと前ですか。原案や何かが作成されていたのは、9月20日ぐらいまで、いろいろな打ち合わせは、原課というか、事務局でやっていたと。報告があったのはいつぐらいですか。およそいいです、およそで。

○助役

ちょっとはっきりした記憶はありませんけれども、何日か前には口頭では聞いていたというふうに記憶しております。

○斉藤（裕）委員

何日前ですか。要するに、一週間前とかです。

○助役

ちょっと記憶しておりません。

○斉藤（裕）委員

それは、なぜ私が疑問視するかというと、この収発件名簿に漏れがあるのです。漏れがあるのですよこれは。議会としては、こういうことが繰り返されたら本当に骨が折れる。

実は、ここに載っていないものが、全都清からのものが三つあります。10月12日、10月16日、載っていないから調べてもしようがないですよ。そして、問題は9月14日です。その9月14日の時点で、既に特定評価委員会の開催の案内が来ているのですよ。8月30日の厚生常任委員会に報告したわずか2週間後には、評議員会の開催の文書が環境部に来ているのですよ。もうかなり前からほとんどでき上がっていた、こう思うのは普通ですよ、これ。こう

いうことは、午前中の前半の議論でずさんだ、ずさんでないと言っているけれども、ずさんそのものでないですか、これ。

しかも、本質を見ていないですよ。これは本当に一番大切なことなのですけども、全都清というのは、専門的なことを依頼しているわけですよ。コンサルタント選びなどは、我々にはできない難しいことですよ。

ところが、その応募させた6社のうちの2社は、具体的な技術提案をしていないのですよ。6社集めました。やる気があるかい、仕様書を送りました、それは企業だからみんなやると言いますよ。そして、やってみた。時間が短い。そして、いろいろ書類や何かを出してきた。全都清みずからがピックアップした6社とヒアリングしてみると、結果は、技術提案を2社はしていないのですよ。具体的なですよ、具体的な技術提案を2社はしていない。もう1社は主体性に欠ける。その技術提案をしていない2社のうちの1社は、札幌に出先がありながら現場を見ていないのですよ。

こういうので公正なプロポーザルが行われたと言えますか。私が想像するには、仕事に参加するかいと言ったら、みんなは集まります。集まったけれども、私たち素人が見てもこの日程はきつ過ぎるのですよ。17日に説明会をやって、皆さんの手元に資料がいきましたね。わずか1週間後にこの分厚い技術提案書を持ってこいと、1週間で。

提案書はないのか。提案書というのは分厚いものです。それを持ってこいと言うわけですよ、1週間で。それは、技術提案ができない状況を逆につくっていると同じことですよ。もっと言えば、業界としては、だれか先頭を切っている人がいるのだと思うのは当たり前の話ですよ。みんな笑っていますよ。今、住宅の見積りをしてください、一軒屋、個人住宅の見積りをしてくださいと。1週間や2週間で持ってこられますか。

そういう状況で行われたプロポーザルだから、もう一度やり直してくださいと言っている。皆さんは、やる気もない、見直す気もないだろうし、圧倒的な与党体制があるのだから、みんなは目をつぶると思いますよ。

けれども、これで失敗してしまったら。このまま契約してしまったら、我々議会としての責任は果たせないのです。だって、おかしいのだから。1日で決裁される、1日で決裁されるのはどうしてなの、前々からやっていると。どこから前々からやっているのかわからない。書類はない。業務の監督のメモはない。権限は、規約は、ない。これでは、公正と言えない。

私は、このことを強く指摘して質問を終わりますけれども、これからは、このことについては契約ぎりぎりまで、あとは、具体的な技術提案書であるとか、それは私は時間がなくて見られなかったけれども、それを全部ひっくり返して、またさらに事務局に対して求めるものは求めて、なぜおかしいかということを証明していこうと思いますから、宣戦布告です。終わります。

○市長

会長ですから、一言言わせていただきますけれども、先般もお答えしましたが、14年度着工という一つのタイムリミットがあった中で業務を進めたという経過が一つありますので、事前にいろいろな準備をしたということはあると思います。

それから、技術提案の関係は、私も詳しくはわかりませんが、一応、全都清としては、評価委員会、専門の技術屋さん、あるいは地元の職員を入れてやったものですから、それも相手側が一応応諾するかどうか、それをとった上でやっていますので、その部分では、もし技術提案ができなければ、日にちがないのであれば、その時点で辞退していただければよかったのでしょうけれども、その辺は、私どもの方としてもまた全都清とちょっと話をしてみたいと思います。

○委員長

それでは、市民クラブの質疑を終了し、民主党・市民連合に移します。

○武井委員

塩化ビニール処理施設について

それではまず、環境部にお尋ねします。

何か与党で環境部を助けていくような関係の話がありましたから、私も厳しく質問をしたいと思っております。まず一つですが、塩化ビニールの処理施設の関係です。

私は、これについての質問は、財政も非常に厳しいのだから、したがって、民間活用などを考えてはどうか、こういうようなことで、特に土地問題などについては調整区域の関係もあるから、それらも含めてどうだということなお尋ねをしました。それについては、処理施設の動きがあるので、民間の動きを把握するなどして今後の研究課題にしたい、こういうお答えになっています。

このことは、私もちょっとわからないのですが、今後の研究課題というのは今までは研究していなかったのかどうなのか。今後の研究課題だとすれば、一体どのような対策を考えているのですか。

○環境部長

これまででも、再三、これまでは主に地元業者でしたが、そういった対応が事業系の有料化の際にもできないのかという働きかけはしたけれども、なかなかそういう芽が出てこなかった中で、最近そういう動きが出てきたということをお答え申し上げます。

それと同時に、昨年来、新しい実施計画をつくる過程の中で、このあたりが話題になりまして、市長からの指示もありまして、新年度から、まさに今、委員が言ったように、その受皿となる土地利用関係の問題について具体的に検討を、まずとりあえずは調査事業を、札幌とか道内でやっているところがありますので、このあたりから手をつけるような形で取り組んでまいりたい、そういうふうに考えております。

○武井委員

私は、これも何回か言っているのですが、この研究課題の中に、今も補助の問題も入っているというような趣旨ですが、いずれにしても、先ほどからいろいろな方々がリサイクルの問題だとか、あるいは埋立地の問題など、いろいろご心配しておるようです。

私も、塩化ビニール系のごみ、こういうような問題については、今言ったような施設をつくってやれば50分の1になるのだと。そうすることによって埋立地も延命策がある、こういうふうに私は言っています。ですから、この問題は、これからの廃棄物処理場関係では大きな問題がある、相当の民間投資もやってもらう、そしてまた、市そのものも延命策が図られる。

私は、後ほど質問しますけれども、延命策について、これは短命になるのではないかと言ったら、「ない」と言いますから、その理由も後でお尋ねしますけれども、ぜひともこの対策を進めて、そして、例えばビニールハウスなどの廃物となったハウスも今はよそへ送っているようですけれども、これらについても、そこで再処理することによって経費も非常に軽減できるのではないかと思いますので、ぜひともこれらの研究課題についてももう少し詳しく説明してください。

○環境部長

研究課題のテーマとしては、一つは、こういった処理がほかの都市でやられているかということの調査ですね。一番課題だと思っているのは、塩ビなり何なり、資源物全般に言えるのですけれども、そういった資源化処理をした後、我々は出口と言いますが、どこへ持っていったら再生するか、そのあたりが非常に課題なのです。さっき見楚谷委員のお話がありましたけれども、例えば堆肥化しても、堆肥化したものをどこへ持っていかというのは今やっぱり一つテーマになっている。例えばその出口の調査関係を一つと、それからもう一つは、土地利用関係で、市街化区域の中、工業専用地域の中に用地を一定の広がりを持った土地を確保するということは、こういった産廃関連の施設の場合はなかなか難しいので、最近、そういったことに対する公共関与という国の方針が出ていますので、そういったようなことで、土地利用関係の整理をどのようなことにすればいいのかというあたりを、小樽市でいう

と建築都市部との関係が出てきますけれども、そのあたりの整理を研究のテーマの三つ目ぐらにして当面は取組んでいきたいなと思います。

○武井委員

部長、この問題でまだ納得はしませんけれども、具体的に、何かただ質問に答えたというような、代表質問に対しての模範回答を見ると、答えるために答えたというような感じがしてしょうがないのです。本当に、よその例も挙げましたと、だから、例えば深谷の例だとか、いろいろ挙げましたけれども、もう少し突っ込んで、こうだというやつを出さないと、ただ研究課題、今後の研究課題にしますと、これではどうもできません。私の方では具体的に出しているのですから、それに対してやっぱり具体的に答えていただきたい、こういうことだけは申し上げておきますので、その次の問題とあわせて、今の問題に答弁する気があったら答弁してください。

天神リサイクルセンターについて

次の問題もいろいろと関連があるから、今、土地の問題とか再生の問題を言いました。出口の問題も言いました。そこで、ちょっとお尋ねしたいのですが、現在の天神町にありますリサイクルセンター、これは、一体、今後どういうふうな考え方なのか。いろいろなりサイクルをどんどんやっていくと。先ほども質問が出ました。どんどんやっていくとなると、桃内のリサイクルセンターだけでできるのか、それともどうするのか、まだほかに考えるのか、そういうようなことを含めて聞いているわけですが、リサイクルセンターはどうなるのか。

それから、天神焼却場が今月いっぱいまで終わりになりますけれども、これは、この跡地も含めて一体どう対処しようとするのか。いろいろ問題があらうと思いますけれども、検査などいろいろあることは知っていますが、要はどうしようと考えているのか、答えてください。

○環境部長

先ほど答えようとした部分でありますけれども、とりあえずさっき言ったように、そういった三つのテーマぐらいをやって、ある程度、できるだけ早い時期に具体的なテーマといいますか、具体的な課題を整理してご報告できるように努力したいというふうに思っていますので、そういうことでひとつご承知いただきたいと思います。

それから、天神のリサイクルセンターと桃内を整備をするということの関係ですけれども、これは、先のこともあるので、まだ最終的に決めたわけではありませんが、基本的には、天神のリサイクルセンターで今やっております家庭から出る容器包装廃棄物、容器包装の４品目はそれを含めて、全面的に今ある体制を強化して桃内の施設で対応しようと思っています。

その意味では、天神のリサイクルセンターは、一たん、その段階で現在での役割は終えると思っています。あと４年ぐらありますけれども、それまでの機械の消耗度によるのですが、なおかつ、それが利用ができるような状況であれば、今扱っていない事業系の関係を処理するようなことが何か検討課題として出てくるのかな、そんなふうなことで考えております。これも、まだ未確定要素が多分にございます。

それから、天神焼却場の跡地ですけれども、これについては、環境部としては、今、桃内がもし行ければの話ですが、焼却施設なり何なりの桃内への集中によって、あそこの部分は、いわゆる廃棄物事業所なども含めて不要になりますので、一括、何らかの処分とか売却とか、そのようなことを頭で考えていました。まだはっきりしたことではございませんけれども、新幹線の関連の用地として利用するような計画もあるやに、私はちょっと最近になって承知をしましたので、そうなる、当分は、そういうこともあるかもしれません。私はまだはっきり承知しているわけではありませんけれども、そういったことを確かめた中で、その対応で、もし公共的な観点で使う、駅関係で使うとなれば、そういった利用になっていくのかなと。そういうことがないとなれば、さっき言ったような売却処分とか、既に取得を希望しているところがないわけではございませんので、そこに対する処分だとか、そういったようなことなどを考えていくことになるのかなと思っています。

○武井委員

今の問題について、リサイクルセンターは、今、4品目をこれからやって、あるいはどのくらいになるかわからないけれども、当分の間は何か続けていきたいような言い方をしました。桃内との競合の問題ですけれども、17年まで工事がかかって、18年には何とか焼却炉も含めて実施したいという願望は持っているわけです。

ですから、そうだとすれば、今の天神町のリサイクルセンターは、そのときまでというふうに、およその見当は、あなた方の計画、なぜ私はこれを言うかという、今回の2次の実施計画の中にこの問題が入っていないのですよ。これをどういうふうにしようとするのか、どうもあいまいなのですよ。

ですから、第3次の実施計画の中にでもこれらを入れようとするのか。3次だとすれば16年以降ですから、その中に入れて考えていこうとするのか。要は、いつごろまでに、どういうふうにしてやろうとするのか。

それから、天神の焼却場の跡地についても、今、新幹線の関係が出てきました。新幹線は一応平成25年ということに予想を立てているわけですが、こんなような、それならそこまでこれをどうしようとするのか。どうも手遅れ、手遅れのような感じがしますが、もう一度、ひとつ考え方をはっきり教えてください。

○環境部長

天神リサイクルセンターは、桃内での施設整備が終われば今の役割は終えるというふうに思っております。というのは、今の役割は、桃内の方ができればすべてそちらに吸収しようというふうに持っていく。したがって、残った施設は、まだ稼働ができる状況であれば別の使い道を考えるということです。それは、先ほど申し述べたとおりであります。

それから、天神焼却場の跡地の話ですけれども、新幹線の話聞いたのは、そういったような要素もあるよと情報として私が承知をしたのはごくごく最近のことでありまして、今言ったように、確かにそれが実現するとしてもかなり時間があります。その間はずっと遊休地として投げておくかということの指摘でもあらうと思いますので、そのあたりは、その新幹線の話をもう少し把握した中でどうするのか、当面、もう少し時間が欲しいなというふうに思っております。

○武井委員

これは、それまでこれから十何年もほったらかしておくわけにはいかないと思うし、市長の基本方針であります研究というのを、利用の問題は方針にも出ているわけですから、それを十何年もほったらかしておくわけにはいかないと思います。ですから、これはできるだけ早く実施を、その跡地利用も含めて、きちんとした方針をつくるべきだ、私はそう思います。

○環境部長

私が今申し上げましたのは、どうも公共用地的に利用することもあるというふうな状況で押さえているものですから、そうしますと、一たん売却して、さらに、それをまた市なり何なりが取得するということはちょっとどうかなという問題意識があるものですから、そういうふうなことでお答え申し上げました。そのあたりはちょっと補足させていただきたいと思います。

○武井委員

いずれにしても、将来展望をきちんと立ててやってください。それは要請しておきます。

廃棄物中間処理施設整備について

それから、廃棄物中間処理施設整備、これは、今、斉藤（裕）委員が長い間ご質問されましたが、この中のコンサルタント6社について、プロポーザル方式を採用して選定したとの答弁をいただいております。

この審査及び評価の中で、今の日本環境衛生センターが他の5社よりも特筆できるものがあれば、どのようなことがあって他の5社より具体的に選定したというのか、教えてください。

○（環境）金田副参事

最終的に日本環境衛生センターに決定された理由でございすけれども、一つには、先ほどから議論もあります

が、コンサルタント特定評価委員会におきまして技術提案書を審査してございます。それは、それぞれの項目に基づきまして点数が配置されてございまして、評価委員会で点数をつけているわけです。その結果、130点満点でございますけれども、高得点を得たことが一つございます。

それから、もう一つには、同様に高得点を得たコンサルタント業者がございましたけれども、そのコンサルの見積金額と比較してこちらのコンサルが低かった、これが2点目であります。

それから、もう一つは、ここはコンサルタント業者というか、財団法人でいろいろな事業をやってもらってございますので、業務に当たっては中立的な立場で、こういった内容について当たっていただけるかな、こういった期待も含めて日本環境衛生センターに特定したところでございます。

○武井委員

その130点満点の中でですが、私もあそこを非常によく見てみますと、資本金だとか従業員数だとか、こういうものは点数も大分とっているようで、たしか最高点数をとっていたようですけれども、限られた点数の中ですよ。これらは、特に、今言いました選定基準の大きなウエートは占めていますか。

○（環境）金田副参事

特定に妥当するに至った経過については、それぞれの点数の集合なものですから、その時点での会社の経歴などというのは、たしか点数は15点か、点数の配分では低くて、点数の配分の大きかったのが技術者の内容で85点と私はたしか覚えてございますけれども、そのところが、実際のコンサルタントといいですか、いろな事業計画を策定するに当たって従事する従業員、技術者はどの程度の経験があって私どもの計画に具体的に対応できるか、このあたりが中心的な点数の配分になっている、こういうふうに思っています。

○武井委員

まだ聞きたいのですが、時間がないですから、次に移ります。

それで、廃棄物の中間処理施設整備事業費の中で、私の質問は、各市町村の負担割合、これはどうなのだというふうにお尋ねしましたところ、10%が均等割、90%が人口割だ、こういうふうに答弁がありましたが、この率でいきますと、各市町村の負担額は幾らになりますか。

○（環境）金田副参事

本会議の中でもご答弁させていただきましたけれども、いろいろなところの広域連合でどういった負担割合を採用しているのかといったことを調査した中で、委員がご指摘の均等割負担と人口割負担を入れることにいたしました。

それで、調査費の関係だけでございますけれども、総額で、これはまだこういう負担割合ですということについては、推進協議会の幹事会で、議会で予算を負担化するについてはまだ少し日程があるので、もう少し協議していただきたいという形で話している内容でございますが、小樽市については合計の5,880万円ほどのうち4,530万円ほどでございます。

それから、これはそれぞれの町村の関係ですが、積丹町が165万円ほど、古平町が194万円ほど、仁木町が189万円ほど、余市町が678万円ほど、赤井川村が124万円ほどになってございます。

○武井委員

これは、今、調査費というふうにお断りになっておるわけですが、ご答弁の中ではたしか事業費というふうに書いてあったように思うので、私は事業費と言ったのですが、恐らくそのうちの調査費のことを言ったのだらうと私は理解します。

いずれにしても、これらのことについては、これは、調査費ですから、これからいろいろ調査をなさるのだらうと思いますが、それぞれやっぱり今年度の予算の中に盛らなければならないと思うのですけれども、各市町村はこれらをそれぞれもう予算化しているというふうに理解していいですか。

○（環境）金田副参事

予算化の関係でございますけれども、こういう準備は必要だということで私どもは押さえてございますが、これを事業化、予算化するに当たっては、地元町内会との合意が必要だというふうに思っております。そこで、地元町内会との合意を得た段階で、これを予算化いたしまして、私どもの負担分は幾らで、例えば第2回定例会で補正をお願いするだとか、そういう措置をして、それで6市町村のお金が全体的に集まった段階で、今度は委託契約、そういう形に進んでいこうかと思えます。

○武井委員

今、2定という話がありましたが、これは各町村の足並みがそろいますか。

○（環境）金田副参事

これは、少なくとも同じ金額で負担割合を決めるものですから、そういう面では、例えば一つの定例会をすれば、それぞれが同時に負担金の予算を補正をしていく、こういうことになるだろうと思えます。

○武井委員

そうしますと、10%、90%という比率については各町村は理解した、合意している、こういうふうに理解しているですね。

○（環境）金田副参事

先ほども答弁申し上げましたけれども、やっぱりこれは大きい負担の割合になりますので、その方法等を含めてこの内容についてご提起申し上げまして、これの予算化に至るまで、例えば第2回定例会であれば、その予算措置をするまでの間に、推進協議会を開催してお互いの中で確認していこう、こういう形で思っております。まだ、協議中の中身でございます。

○武井委員

もう一つは、私は、この桃内処分場の実施計画の年数の延命策、これは、私は本会議でご質問しているのですが、どうもごみ袋の透明化だとか、あるいは、資源物の分別収集をしてから、あるいは事業系ごみの有料化をしてから大幅減量になってきたので、そういうふうに短命にはならない、こういうご答弁なのですが、かいつまんで申し上げますと、私はこれがどうも納得いかないのです。

それで、今までの焼却量の大体平均 6,000トンから 9,000トン、6,750トンあるいは 9,000トン、こういう数字があるわけですが、これを5年間なら5年間、今度はこれを埋め立てるわけですから、それが、今申し上げましたように、こういうことで果たしてぴったり、あなた方の計算では378トン減になる、だから、何も短命にならないのだ、こういう言い方をしているようですが、私はどうもそこがわからないのです。

だから、こんなに9,000トンから6,000トン、これだけずつ焼却していたものを今度は埋立てするのだ、しかも、5年間もやるのだというのに、それも18年に間に合うかどうか。今のところは話し合いを続けるのに1年間延ばしたと言ってくれるけれども、またさらに、今までの皆さんの質問を聞いていてわかるように、果たして18年に間に合うかどうかともわからない。

そうした中で、ずっと埋立てしていったとすれば、どうして378トンのところでちょんちょんになっていくのか、どうも私はわからないのです。わかるように説明してください。

○環境部長

先般、代表質問でそういうお話があって、なかなかご理解いただけなかったもので、その後、ちょっと説明に、私が実務的なことで私から説明をいたします。

ちょっと長くなるかもしれませんが、ご了解いただきたいと思います。

現在の桃内の埋立処分場をつくったときの埋立ての計画は、平成8年3月につくった基本計画に基づいております。これは、平成8年の計画に基づくところの埋立量は、先ほど答弁いたしましたごみベースで、ちょっと今調べ

ましたが、これは平成26年度までの計画でございます。

その中身は、平成18年から新しい焼却場ができますよというふうなことの織り込みの中で、平成26年までの埋立計画であります。おおむね、そのときでは、平成12年度なり平成13年度なりのごみの排出量は約9万6,000トンというふうに、その8年度の計画では見ております。それに対して、約2万トンぐらいを焼却等の処理で減量して、埋立量を大体7万5,000トンから6,000トン、さらには、計画では、あの当時、リサイクルプラザが15年から稼働することになっていましたので、その分を差し引いて6万5,000トンぐらいの埋立量で推移する。そして、18年度からは、焼却場ができますので、極端に埋立量が減る、そういう中で26年もつということになっておりました。

ところが、実際に、例えば平成11年度ですけれども、よく申し上げていることですが、ごみの排出量が11万トンにもなったので焼却場を急がなければならないという話になったわけです。

そうした中で、実は今年、予想外と正直に申し上げますけれども、あいうごみ袋の透明化とか、それから事業系のごみを有料化することによって、先ほどちょっと申し上げましたが、例えばごみの排出量は、13年度以降、大体6万6,000トンから7,000トンぐらいの排出量で推移をするのではないかと。そして、焼却量自体は、今度はゼロになりますから、その全量を埋め立てたとしても、先ほど言いました平成8年当時の埋立量7万5,000トン何がしに比べましても、今言ったように埋立量が6万6,7千トンということであれば、むしろ平成8年の26年度までの埋立計画より埋立量が下回るという一応の計算は成り立つ。今言ったように、何とか18年度と、そういう意味で18年度に新しい焼却場をつくるということもそこにあるわけです。そういったようなことの中で、桃内における平成8年度に立てた埋立計画が短縮になるということはないというふうなことで申し上げたわけです。

なお、若干、不確定要素として、有料化直後は極端にごみが減るけれども、少しずつもとに戻っていくという要素がありますので、その辺をどう見るかということも一つあります。そのあたりも含めて、ごみの量が減った大きな要素は、事業系ごみの有料化等に伴う事業系ごみの減ですので、その量が極端に減り始めたのは7月からですので、今年の6月までの実績を踏まえて、改めて平成8年度に立てた桃内における埋立計画の見直しを行って、このあたりを検証したいというふうに思っています。

○武井委員

今、大分ごたごたごた。

あなた方は、当初、平成8年だと言って、そのときには40万5,674トン、これは17年度で、18年度からは新焼却場ができるからという前提のようです。

しかし、それは、12年度に見直す、それは焼却炉がなくなって全量埋立てをするわけだから、そうしたら、37万7,500トン、これでもって済む、こういう言い方をしているのですよ。私は、自分で計算したら46万3,600トン、私は私なりのこういう数字が出たのです。

いずれにしても、時間の問題もありますし、この後、介護保険の問題もありますから、ここは、数字の突き合わせは後ほどしたいと思いますけれども、私との意見の違いだけは申し上げておきたい、こう思います。

介護保険事業について

次に、介護保険事業です。私は、低所得者に対して減免をせよ、特に全額減免をせよという言い方をしました。確かに、それについては、平成12年11月11日、当時の厚生省は、低所得者の減免については三つの条件がついています。これは知っています。その中には、確かに全額免除を認めない、ただし減免はいいのだ、こういうふうに書いてあります。

私は、減免の中の制限はうたっていないはずなのですが、そうしますと、99%減免してもいいのではないかと。例えばの話ですよ、低所得者に対して、生活保護をいただいているその人たちの生活よりも低い人、こういうような人に対しては全額免除せよというのが私の代表質問の趣旨でした。

けれども、できないと言うのですから、それでは、99%でもいいのではないかと、法律には触れないのではないかと、

あるいは厚生省の指示には触れないのではないかと私は言いたいのですが、これについてはいかがですか。

○（福祉）介護保険課長

保険料の軽減の関係でございますけれども、国では、委員がご指摘のとおり、全額免除、一律免除、それから一般財源の持ち出しはだめだ、こういうことでございますので、仮の話ですが、法的にはそういったことも一つのあり方として可能な、こういうふうに考えております。

○武井委員

まず、法律的にそういうのが可能であれば、市民のためですから、ぜひとも私は生活保護以下の人たちに対して、やっぱりそれは減免を、全部 100%やったらだめだと言うのだから99%でもしてあげて、大いに介護保険制度の充実といいますか、市民に喜ばれる介護保険制度にすべきだ、こう思いますので、そういう方向で検討をしてください。

これは、室長が答弁してください。

○（福祉）高齢社会対策室長

先ほど委員がおっしゃられた三つの条件の一つが、一般財源により免除する、こういうことについては適当ではないということになりますので、裏返しますと、保険料にかけなさい、こういう条件になろうかと。ですから、保険料を減免しますと、減免されない方の保険料にかかってくる、こういう問題もあろうかと思えます。

そんなこともありますので、99%の是非は別にいたしまして、市長も代表質問等でる回答しておりますとおり、本格的な徴収が始まる10月をめどに検討していきたいというふうに考えております。

○武井委員

ぜひとも、今前段で言われました、介護保険制度は保険料を納付した人に対して必要な給付を行うものだということは十分知っています。ですから、それを知っている上での質問なのですから、ぜひとも10月に向けて努力をしていただきたいことを、これはご要望しておきます。

ヘルパーの熟練養成について

二つ目は、ヘルパーの熟練養成についてです。

これには、また答弁はそっけないのですが、介護事業者みずからが研修を通じてやるべきだ、こういうお言葉なのです。

私は、どうも、それでは小樽市はどうするのだということが抜けているような気がするのです。小樽市も、それぞれの方針、あるいは21世紀プラン、あるいは第2次の実施計画等々の中を見ても、高齢者の在宅支援や訪問介護の充実を図るとしています。私は、これらの事業を行うには、当然、小樽市だってこれらを推進するにはホームヘルパーの熟練者が必要になってくるのは当然だと思います。

したがって、ホームヘルパーの研修、これらについては、いろいろな皆さんが困っているわけですから、特に2月に行われた事業者の懇談会の中でもこの問題が大きく取り上げられています。ですから、そういう懇談会を開いた席での事業者のご意見、あるいは苦しみ、あるいは要望なのですから、それにこたえるような施策をやっぱり市がやるべきではないかと思いますが、熟練者の養成について、いかがでございますか。

○（福祉）高齢社会対策室長

この間の会議といいましょうか、公聴会の中でも、ヘルパーの問題で悩んでおられる、こういう事業者の意見等も確かに出てございます。

ただ、実は、制度が始まってまだ1年でございますので、1年の中で熟練を育てるというのはなかなか難しい部分があるかと思います。といいますのは、従来、社協でほとんどやっておりましたので、その他の事業者ということになりますと、なかなか熟練というのはこれからの問題かなというふうに思っております。

事業者については、実は、それぞれ道社協ですとか、関係団体等の研修会に職員を派遣しながら、あるいは自分

のところでお金を払って研修をやらせたりということは実際にやってございます。そういう中で、私どもも協力できる部分は、社協にもいろいろなそういう状況を流すよう、これらも要請をしてございますし、そういう中で、やはり全体の底上げを図っていかなければならない、こういうふうに考えてございます。

○武井委員

時間の問題がありますから、これで終わりますが、私は、訪問介護事業者が家事援助から撤退するのではないかとということで代表質問しました。これに対しての答弁は、これもまた非常に甘っちょろい答弁をしているわけですね。それは、「身体介護に特化する場合、届出が必要である。その届出が出ていない限り、撤退は考えられない」と、こういうお答えでした。

だれがこんなものを、一々届けを出さなくてもいいのですから、その前に意見交換をしたときに、ヘルパーを募集しても応募者がいない、採用しても家事援助だとヘルパーが断ってくる、こういうふうに皆さんが言っているわけですから、当然、断れるのです。家事援助を頼むと、「うちは今忙しくてだめだ」「いやいや、忙しくてだめだ」、こう言っていればいいのです。届けを出さなくたって、そう言っていれば事業をやめなくていいのです。ですから、私は、そういうふうにただ届けが出ていないからいいのだというような答弁はどうも納得できません。

しかし、それは、届出を待っているあなたの方にとっては都合がいいかもしれませんが、私はちょっと甘っちょろいのではないかと思いますよ。

ですから、そういうのではなくて、本当にこういうようなご意見を聞く立場、もう少し私はやってほしい。これは、昨年の4定で、私は、開きなさい、市がイニシアチブをとって意見交換をやりなさい、こう言ったのだけれども、社協がやったようで、市はオブザーバーで出たようですが、とりあえずそういうように回数を重ねて、そして、実際に皆さんが困っているような人たちの家事援助、これが何とかなくならないように、ぜひともそのようにするべきだと思いますが、いかがですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

家事援助の関係でございますけれども、特化の部分につきましては、家事と身体介護の絡みの中で届出が要る、特化する場合には必要だということでございまして、事業そのもののお話ではちょっとなかったものですから、そういうことの答弁をさせていただいているわけでございます。

それで、事業そのものについては、確かに苦しい部分は、ヘルプ事業者の方からるお話もございまして、いろいろな事情の中で、一部、やはり事業所を休止されているところも伺ってございます。

ただ、一方で、先ほど来ちょっと出ておりました介護保険の適正化、今後のヘルプ事業の適正化といいましょうか、そういう部分もございまして、これらについては、やはり十分ケアマネジャーさんと利用者の方々の相談といいましょうか、話し合いといいましょうか、そういう中で適切なケアプランをつくっていただきながら、やはり適切な一人一人にふさわしい訪問介護というものをつくっていかねばならないのかな、つくっていただくよう、また、先ほどの社協の交流会のほかに、ヘルプ事業の方々においでいただいて市の方からもいろいろお話し合いを持つ、こういうことも実際にやってございます。

そういう中で、今お話があったようなことも含めて、またいろいろ相談しながら対応していきたいというふうに考えておりますし、今後も、先ほど来やってきているような、そういう交流会というものは続けていきたいというふうに考えております。

○委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

我が党も質問を用意しておりましたが、時間が遅くなりましたので、総括でしっかりと質問をさせていた

だきたいと思いますので、今日はやりません。

○委員長

ご協力、ありがとうございました。

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。